

平成25年度予算重要政策

平成25年1月25日

自由民主党

第 1 章 基本方針

<現状認識>

昨年末の総選挙の結果を受けて自公政権が発足したことにより、景気回復への期待を先取りする形で過度な円高の動きが修正されつつあり、株価も回復し始めている。

しかし、実体経済について見ると、前民主党政権の経済無策による傷口はあまりにも大きいと言わざるを得ない現状である。

名目GDPは、3年前の水準とほぼ同程度にとどまったままである。製造業の競争力は低下し、貿易赤字は拡大している。平成25年度にかけては、海外経済の状況が改善するとともにわが国の景気も緩やかに回復していくことが期待されるものの、欧州債務危機の影響など海外経済を巡る不確実性は依然として高く、わが国の景気を下押しするリスクとなっている。足下では過度な円高の動きは修正されつつあるものの、国内の成長機会や若年雇用の縮小、復興の遅延など、閉塞感を払拭できない状況も継続している。

<日本経済再生に向けて>

自公政権の新たなスタートに当たり、今こそ日本経済の再生に向け、政策を総動員し、いかなる難問からも逃げることなく正面から取り組み、果敢に挑戦していく覚悟を新たにす。額に汗して働く人が報われる社会を取り戻し、そして誰にもチャンスがあり夢に挑戦できる国、個人も企業も能力を最大限に発揮できる国、経済成長で雇用と所得が拡大する国を目指していく。

このためにはまず、東日本大震災からの復興を飛躍的に加速させ、その成果を被災者が肌で実感できるように全力を尽くす。また、政策の基本哲学を、これまでのいわば「縮小均衡の分配政策」から、「成長と富の創出の好循環」へと転換させる。これにより、円高・デフレ不況から脱却し、イノベーションや新しい事業の創出により成長力が強化され、雇用と所得が拡大していく「強い経済」を目指す。

「強い経済」を取り戻すには、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」を次々に放ち、的を射抜いていく必要がある。

安倍政権は、政府・与党の政策第一弾として「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）を策定し、新規公債発行額の44兆円の枠にこだわらず、大胆な規模で平成24年度補正予算を編成し、経済再生に向けてロケットスタートを切ったところである。

＜3つの重点分野＞

平成25年度予算は、いわゆる「15ヶ月予算」の考え方で、平成24年度補正予算と合わせ、来年度の景気の下支えを行い、切れ目のない経済対策を実行するものとする。このため、編成にあたっては、民主党政権時代の歳出の無駄を最大限縮減しつつ、平成24年度補正予算に引き続き、以下の重点分野に沿って中身を大胆に重点化する。その際、東日本大震災からの復興の加速はもとより、資源制約、環境制約を踏まえつつ、持続的成長に貢献する分野や日本を支える将来性のある分野に重点を置く。

第一に「復興・防災対策」により、東日本大震災の被災地の復興の加速を最優先とし、福島再生のため原子力災害等からの迅速な再生を推進する。また、老朽化対策など社会の重要インフラ防御、学校耐震化など事前防災・減災対策のための国土強靱化、災害等への対応体制の強化などについて、ハード、ソフトの両面につき抜本的に強化し国民の不安を払拭する。

第二に「成長による富の創出」を実現していくため、民間投資の喚起を図るための施策を推進するとともに、日本経済の活力の源泉である中小企業・小規模事業者の支援や「攻めの農林水産業」の展開に取り組む。また、日本企業の海外展開の支援等によりグローバル経済の成長力を日本に取り込むとともに、金融資本市場の活性化、雇用対策、教育再生、環境・省エネ・再エネ技術の開発に向けた取組みを推進する。

第三に「暮らしの安心・地域活性化」のため、安全・安心な生活空間と環境の整備、地球環境への対応、国民の暮らしと命を守るための能力の強化、台風等の災害からの復旧等、医療・年金・介護などの社会保障制度の持続可能性の確保、海上保安体制の強化、実効的かつ効率的な防衛力の整備、地域活性化の取組みを推進する。

＜日本経済再生と財政健全化の両立を目指して＞

財政のこれ以上の悪化を防ぎつつ、上記の分野に大胆な重点化を行うため、平成25年度予算については、平成27年度（2015年度）までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対GDP比を平成22年度（2010年度）の水準から半減し、平成32年度（2020年度）までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化するとともに、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、中長期的に持続可能な財政構造を目指す。そのためにも、国民負担の軽減を常に目指し、国・地方・民間の役割分担の見直しを行いながらできる限りスリムかつ効率的な政府を実現する行政改革に努め、歳出の見直しを不断に行う。

また、限られた人的・物的資源を有効に活用し、行政機能や政策効果を最大限向上させる。国家公務員の定員については、可能な限り縮減を図る。また、国

家公務員の給与については、人事院勧告を尊重し、前政権で先送りされた平成 24 年人事院勧告の取扱いを見直して、平成 25 年度から実施することとする。

地方公務員の給与については、平成 24 年度から実施されている国家公務員給与の平均 7.8%の削減措置に準じた必要な措置を行うよう地方公共団体に要請し、所要の措置を講ずる。また、地域経済の活性化の観点や各地方公共団体の行政改革の取組を踏まえるものとする。

以上の考え方にに基づき、われわれは、以下の通り「日本経済の再生」と「中長期的に持続可能な財政」の双方の実現に向けた平成 25 年度予算編成を行うよう政府に強く求める。

1. 復興・防災対策

(1) 東日本大震災からの復興の加速化

われわれは、これまで被災地に何度も足を運び、本当に苦しんでいる被災者の視点に立った復旧・復興に全力で取り組んできた。国民の生命と財産を守ることが政治の使命であり、引き続き、被災地の復興の加速を最優先に行う。

ガレキ処理や除染、生活インフラ整備等の復興事業、被災地における人的対応力の強化、被災地の事業再建支援等を推進し、その適正な執行に努める。

また、復興交付金につき、柔軟かつ適正な運用を図り、使い勝手の良いものとする。さらに、平成 25 年度予算編成とあわせて復興フレーム（19 兆円）を見直す。

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応については、「除染なくして復興なし」の決意をもち、福島以外の県も含めて除染を加速化させるとともに、中間貯蔵施設の設置に向けた取り組み、環境モニタリング・放射線モニタリングの実施、健康調査や健康被害への万全な支援など、周辺地域の方々の安全・安心を取り戻すための施策に努め、放射性物質によって汚染された指定廃棄物の処理を進める。また、福島県民の生活再建に関する事項（原発事故に伴う賠償関連、仮の町構想関連〔地域のコミュニティを維持する必要性〕、帰町村に向けての環境整備、産業振興・事業支援・雇用の確保などを着実に進める。

がれきの処理については、平成 26 年 3 月を目途に処理を完了するという目標の実現を図るとともに、自立地域分散型再エネ基地や「三陸復興国立公園」の創設により、観光業の振興など地域経済の活性化に貢献する。

さらに、被災地の産業復興や雇用創出に万全を期すべく、新たな立地補助金を創設するとともに、利用者の使いやすさにも配慮しつつ、被災地中小企業に対する支援策を引き続き強力に推進する。

(2) 命を守る防災・減災対策の実施

防災は国家の基本的かつ極めて重要な任務であることを再認識し、防災対策全般のさらなる充実・強化を図る。

南海トラフの巨大地震や首都直下地震については、被害想定等を踏まえ、予防、応急、復旧・復興までのマスタープランである地震対策大綱、具体的な減災のための目標等を定めた地震防災戦略等の作成を急ぐとともに、地方公共団体による津波ハザードマップの作成支援等も行う。あわせて、大規模噴火災害に備えた火山防災対策、大規模水害対策、集中豪雨に伴う深層崩壊等にも取り組む。

また、国民一人一人の防災意識の向上など、災害への備えを実践する国民運動を幅広く展開するとともに、国際機関やアジア各国とのネットワークを活用した国際防災協力の推進を図る。国と地方の防災力向上のため、国、地方公共団体等における防災エキスパートとなる人材育成にも取り組む。

さらに、大規模災害時においても円滑かつ迅速な情報収集・共有が可能となるよう、中央防災無線網の整備及び適切な維持管理、災害用人工衛星を含めた総合防災情報システムの整備を行う。

また、被災者生活再建支援法の適切な運用等を通じて、被災された方々に対する円滑かつ適切な支援を行う。

(3) 災害に強く活力ある国土・地域づくりの推進

社会資本整備や総合的な交通政策を着実に推進し、災害に強く活力ある国土・地域づくりを推進する。

特に、東日本大震災からの復興を加速するとともに、事前防災の考え方による「国土強靱化」をハード・ソフト両面にわたり計画的に推進することとし、大規模災害に備えた防災・減災対策、インフラの総点検や老朽化対策、災害に強いまちづくり、通学路の安全対策等を推進する。

また、エコハウス化の加速、エコカーの普及促進、スマートコミュニティの推進、海洋資源開発等のエネルギー・環境対策を推進するとともに、国の基幹ネットワークを含む道路網の整備、総合的な交通体系の整備、世界と競争できる航空・空港環境及び港湾機能の整備、コンパクトシティの推進、観光立国の実現、住宅・不動産市場の活性化、地域の建設業への支援、離島振興の取組強化等の施策により、経済成長や地域の再生を図る。

さらに領海警備の強化のため海上保安体制の充実・強化を推進する。

事業の実施に当たっては、重点化を図るとともに、アセット・マネジメントやPFI手法の活用等に取り組み、効率的な施策展開を図る。

2. 成長による富の創出

(1) 日本経済の再生

わが国経済の再生は喫緊の課題であり、国民の英知を結集しつつ、あらゆる政策を総動員してその実現にまい進する。

- ①世界で勝ち抜く製造業の復活に向けた取組、なかんずく、部素材分野の研究開発を抜本的に強化する。例えば、部素材分野の技術的強みをさらにのばすような研究開発に対する支援として、高性能材料の開発、異種材料の接合技術の開発、革新的触媒を用いた新たな素材製造技術の開発等に対する支援を行う。
- ②付加価値の高いサービス産業等の育成を図るため、潜在力がありながらも、産業化・市場化に成功していない再生医療やヘルスケア関連産業の育成に取り組むとともに、ITを活用した付加価値向上施策やクールジャパン戦略の推進を加速する。例えば、省エネ・再エネ技術、環境技術、再生医療、次世代創薬、ロボット介護機器、医療機器等のヘルスケア関連産業の実用化に向けた施策に取り組むとともに、IT・データの利活用施策を推進する。また、クールジャパンの魅力を発信する力を持っている企業等を地域において掘り起こすとともに、それがビジネスとして海外にまで展開することができるよう、各種支援策を充実させる。
- ③社会的課題を解決するための技術開発を強化する。例えば、老朽化した橋梁の維持、農作物の適正管理といった各種社会課題解決に効率的な対応ができる、小型センサーを活用したシステム実証等の取り組みを加速させる。
- ④研究・技術開発基盤の強化をはじめとする産業再興のための環境整備を推進する。具体的には、「未来開拓研究」の遂行、産学連携の促進、新たな人材ビジネスの創出などに取り組む。
- ⑤中小企業・小規模事業者対策、地域活性化を推進する。具体的には、まず、日本経済の成長の苗床であり、また、地域経済の成長を下支えしている小規模事業者に着目した施策を強化する。例えば、女性や若者などの意欲ある経営者や従業員が行う新商品・新サービスの開発に対する支援策を創設するとともに、下請小規模事業者が行う需要開拓活動等を支援する。次に、技術開発と海外展開等への新たな挑戦の支援を行う。さらに、地域住民のニーズを踏まえた施設の整備など、商店街による地域のコミュニティの機能再生に向けた取組等を支援する。最後に、経営力強化支援法に基づく認定支援機関の事業再生・経営改善計画策定能力の強化を図りつつ、経営支援機関と連携した体制のもとで、中小企業・小規模事業者向け資金繰り施策を講ずる。

- ⑥エネルギー政策を着実に遂行する。具体的には、まず、再エネ・省エネを最大限推進する。例えば、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、蓄電池の技術開発・普及促進、風力発電のための送電網を整備する事業者に対する支援、洋上風力、地熱、海洋エネルギーなどの様々な再生可能エネルギーの技術開発支援などを行う。次に、経済成長を支える基盤となる安定的な電力供給を確保するため、様々な省エネ推進施策に取り組む。例えば、ガスコージェネレーションの整備等の分散型電源の普及促進、燃料電池車の市場投入に必要な水素供給設備の整備などに積極的に取り組む。次に、資源・エネルギー安定供給の確保に向けて、JOGMECを通じたリスクマネー供給を強化するとともに、国内の資源開発の強化、レアメタル・レアアースの海底鉱物資源の調査などを進める。さらに、化石燃料の有効利用等を推進する。最後に、原子力事故からの再生と原子力安全を担う人材・技術の強化として、原子力発電所の廃炉・安全に資する技術の基盤整備などを図る。
- ⑦国際展開戦略を推進する。具体的には、新興国市場の獲得、インフラ輸出の促進、戦略的国際標準の獲得などに取り組む。
- ⑧暮らしの安心・地域活性化に向けた取組として、農商工連携や中心市街地活性化施策を推進する。施策の実施にあたっては、研究開発予算、中小企業予算について、きめの細かい対策を講ずることができるよう、十分な予算額を確保する。また、再エネ・省エネ対策や化石エネルギーの安定供給確保は極めて緊急性の高い課題であるため、エネルギー関連予算の充実を図る。

（２）G空間社会の実現による国民生活の安全・安心の確保と経済成長の実現

一昨年、東日本大震災によって、わが国の政治・経済・社会活動の脆弱性が露呈した。この結果、大規模災害に強く持続可能で強靱な国土づくりに関する施策の重点かつ早急な実施が必要であることを強く認識したところである。

一方、これまで、われわれが推進してきたG空間情報活用推進プロジェクトでは、「地理空間情報活用推進基本法」に基づき、世界最先端の地理空間情報を活用できるG空間社会を実現し、「国民の安全と安心を守る社会」「新たな産業・新サービスの創出と地域の活性化」「行政の効率化と高度化」等を促進することこそが、国土強靱化に資するものであり、「復興・防災」「経済成長」「外交・安全保障」「地域の再生」等に大きく貢献するものであると認識している。

そのため、行政府における推進体制の確立とともに、来年度予算においては、G空間社会の早期実現のための環境整備、関連技術開発はこれまで以上に推進する必要がある。加えて、早期のG空間社会を実現する観点からも、実用システムの事業化を加速的に進めていくことが重要である。

(3) 経済再生に貢献するICT成長戦略の推進

ICTがわが国の経済成長や国際競争力の強化に大きな役割を果たすとともに、ICTの利活用が超高齢社会への対応や雇用創出など様々な社会的課題の解決の切り札となるものであることに鑑み、新たな市場やイノベーションの創出に資するビッグデータの利活用の推進や電波の有効利用の促進、新たな放送・コンテンツ市場の創出に資するデジタルコンテンツの流通促進、ICTを社会実装することによって災害対応や地域活性化、環境保全に資する新たな街づくりの推進やICTの海外展開の推進などの施策を展開する。

また、ICT基盤の整備等による復興街づくりなど東日本大震災からの復興を着実に進めるとともに、新たなサイバー攻撃等に対応する総合的なセキュリティ環境の構築などを通じて、国民生活の安心・安全の確保を図る。

(4) 「学力と人間力を備えた人材を育成するための教育再生」、「文化芸術・スポーツの振興」、「科学技術・イノベーション推進の国づくり」の実現

世界トップレベルの学力と規範意識を備え、歴史や文化を尊重する態度を育む教育再生を実現するため、全国的な学力調査の悉皆実施、教育再生を支える教職員等指導体制の充実、新たな教育改革の推進、道徳教育の推進、理数教育の推進、持続発展教育（ESD）の推進、情報通信技術を活用した学びの推進、土曜授業の積極的活用、特別支援教育の充実、グローバル人材の育成、成長分野等における実践的職業教育の充実を図る。また、安心して教育を受けることのできる社会を実現するため、いじめ問題に対する総合的な取組の推進や幼児教育の推進、子どもの安全を守る学校健康教育の推進、通学路安全対策アドバイザーの派遣、奨学金事業の充実、学校・家庭・地域の連携協働を推進するとともに、学校施設の耐震化・老朽化対策等を推進する。

さらに、国立大学改革の推進、多様な人材育成への支援など私学の振興、国公立大学を通じた大学教育改革の支援、高度医療人材の養成等の推進により、知と価値を創造する「大学力」の向上等を図る。

2020年オリンピック・パラリンピック東京招致等を視野に入れて、国際競技力の向上に向けた人材の養成などを推進する。また、豊かな文化芸術の創造と人材育成、文化財の保存・活用及び継承、わが国の伝統文化・芸術の発信と国際文化交流を推進する。

また、科学技術・イノベーション推進の国づくりを目指すため、国富を実現する国家プロジェクトの推進、未来を拓くニューフロンティア研究開発、大規模災害に対応した減災・防災研究と国土強靱化、科学技術イノベーションによる成長の実現と地域の活性化、基礎研究力強化と世界最高水準の研究拠点の形成、研究力を底上げする科学技術基盤の充実・強化を推進する。

（５）「攻めの農林水産業」の展開

農林水産業の競争力強化を図るため、現場からの要請が強い、大規模化・大区画化等のための農業農村整備事業等の基盤整備予算、国産農畜産物を安定的に供給するための施設整備関係予算について、24年度補正予算と合わせ必要額を確保する。また、平成26年度以降の「日本型直接支払」及び「担い手総合対策」の制度設計に向けた調査を実施するとともに、新たな制度の土台となる中山間地域等直接支払交付金及び農地・水保全管理支払交付金の拡充や経営所得安定対策を推進するほか、新規就農者の確保、「平成の農地改革」を実行するための担い手・農地総合対策、現場の需要にきめ細かく対応した生産振興対策を推進する。

農林水産業の高付加価値化等を進め、地域発の輸出プロジェクトを支援する等の国産農林水産物の輸出対策を推進するほか、再生可能エネルギーの大々的な展開に向けたモデルの構築やバイオマス等の地域資源を活用するための対策を推進する。また、食の安全・安心の確保、都市と農山漁村の共生・対流対策、都市農業振興対策等を推進する。

森林・林業・山村振興対策として、地域材の利用拡大を図るとともに、間伐等の森林施業、路網の整備や治山対策等を推進する。また、森林の有する多面的機能の発揮、山村地域の活性化対策や地域の実情に応じた金融対策の充実等森林経営対策の推進、林業への就業前の青年に対する給付金の創設等による人材育成を推進する。

将来にわたって持続可能な力強い水産業の確立へ向けた対策として、漁業や漁村の持つ多面的機能の増進を図る新たな支援制度を設けるとともに、離島漁業の再生に向け取り組む離島の漁業集落を支援する。また、漁業収入安定対策や燃油・配合飼料価格の高騰対策、漁業構造改革を推進するほか、漁業学校で学ぶ若者への給付金の給付や漁業現場での長期研修への支援を通じ、新規就業者の確保を図る。さらに、水産物消費の拡大と輸出促進を目指し、川上（産地）から川下（消費地）までの流通の目詰まり解消に取り組むと同時に、高度衛生管理型施設の改修整備を支援する。加えて、外国漁船による投棄漁具の回収・処分を行う漁業者の取組等を強化するとともに、漁港施設の強靱化にも重点を置き、老朽化対策・長寿命化対策や漁場整備を推進する。

（６）戦略的外交のダイナミックな展開による国益の増進

普遍的価値に基づく戦略的外交をダイナミックに展開していくため、日米同盟の強化や、近隣諸国との関係強化・協力推進をはかるとともに、領土保全等への対応を強化していく。また、平和で安全な国際環境の構築、ミレニアム開発目標や地球規模課題への取組を強化するとともに、人間の安全保障を推進していく。

さらに、対外発信を強化し、文化芸術立国の創出に取り組むとともに、在留邦人や日本社会の安全及び安心の確保に努める。

成長と経済基盤の強化に資する外交を展開していくため、JETRO等を有効に活用しつつ、成長するアジア経済圏等新興国・途上国の活力の取り込みやODAを活用した地域活性化、復興への貢献をはかっていく。また、国際資源戦略を展開するとともに、戦略的な海外投資と経済連携協定を推進していく。

外交基盤の強化を図るため、外交実施体制の充実や在外公館の体制強化を実施するとともに、情報の収集・分析機能の強化及び情報防護のための基盤整備を進めていく。

3. 暮らしの安心・地域活性化

(1) 将来の安心を確保する社会保障制度の確立

暮らしの安心の確保に向けて、待機児童解消に向けた取組など子育て支援を充実するとともに、協会けんぽの国庫補助割合の特例措置の継続など安定した医療保険制度を構築する。また、へき地・離島や救急医療へのアクセスの強化など国民が安心できる医療を実現するための提供体制の整備、がんによる死亡率を減少させるための対策の充実・強化、難病患者等の医療費助成や治療研究の推進、認知症の人とその家族が安心して暮らしていける支援体制の整備、障害児・障害者の日常生活・社会生活支援の推進に取り組む。さらに、生活保護の適正化とともに、生活困窮者の自立・就労支援等が全国で確実に実施されるよう必要な財源措置を講ずることの検討を含め、生活困窮者対策を総合的に推進する。若者や女性の就業促進、地域の需要を成長の原動力に転化する雇用対策、安心して働くことのできる環境の整備を推進する。

また、被災地の復興と防災の強化に向けて、応急仮設住宅の延長等に伴う経費の負担、警戒区域などでの医療・介護・障害福祉制度に関する財政支援、水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進などの施策に取り組む。

さらに、成長による富の創出に向けて、創薬支援機能や臨床研究・治験の強化などの医薬品・医療機器開発等に関する基盤整備、iPS細胞等を用いた再生医療の実用化を支援する環境整備、がんや難病・希少疾病をはじめとする重点領域や再生医療分野における創薬研究開発等の強化、個別化医療等の推進など、医療関連分野におけるイノベーションを一体的に推進する。

(2) 総合的な治安対策を強化するための警察の体制整備

厳しい治安情勢を踏まえ、治安水準の更なる向上を求める国民の期待に応えるため、総合的な治安対策を強化するための警察の体制整備を進める。

増大するサイバー空間の脅威に対処するため、サイバー犯罪の取締体制の強

化やサイバー攻撃事案の実態解明に必要な資機材の整備等を図る。

犯罪立証における客観証拠の重要性がますます高まっていることから、DNA型鑑定の活用を促進するなどの捜査に係る基盤整備を図る。

事業者襲撃事件等の続発等厳しい暴力団情勢を踏まえ、暴力団犯罪の捜査や保護対策の強化に必要な資機材の整備等を行うなど、組織犯罪対策を推進する。

イスラム過激派によるテロの脅威等を踏まえ、重要施設の警戒警備等に必要な装備資機材の充実等を図り、テロの未然防止に向けた取組を推進し、緊急事態への対処態勢を強化する。

後を絶たないストーカー・DV事案等を踏まえて資機材等を整備するほか、いじめへの対応のための施策等を強化するなどして、安全・安心な国民生活を確保する。

交通事故情勢が依然として厳しいことから、交通安全施設等安全かつ円滑な道路交通環境の整備、交通安全教育の推進等、安全・快適な交通環境を実現するための施策を推進する。

警察の直面する諸課題に対処するため、地方警察官及び警察庁職員を増員し、人的基盤の強化を図るとともに、情報通信基盤の整備充実等を推進する。

(3) 国民の命を守る消防防災行政の推進

消防については、東日本大震災を踏まえた被災地における消防防災体制の強化を進めるとともに、通信基盤・消防防災施設の整備や、消防団の充実等による地域の消防防災体制の強化、緊急消防援助隊の充実と即応体制の強化、火災予防対策等の推進、救急救命体制の強化、コンビナート・原子力防災対策の推進など、国民の命を守る消防防災行政を積極的に推進する。

(4) 法務・司法の充実と司法制度改革の推進

「世界一安全な国、日本」をつくり、国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、総合的な治安対策の強化が重要であり、刑務所出所者等の再犯防止対策等の取組を推進するとともに、これを担う治安関係機関の体制を強化するため、治安関係職員の増員や治安関係施設の整備・充実などの基盤整備を始めとした総合的な対策を一層推進する。

また、国民の権利を保全し、国民生活の安定と発展を図るため、登記事務処理の適正迅速化を図るとともに、観光立国推進のための出入国審査の迅速化、いじめ等の子どもの人権問題対策の充実等の取組を推進する。特に地図整備事業については、全国の都市部における登記所備付地図の整備を促進する。

司法制度改革については、今後も、国民に身近で頼りがいのある司法の実現に向けて、日本司法支援センターの適正な運用等の取組を推進する。

(5) 適切な消費者行政の推進

消費者行政については、まず東日本大震災の被災地産品に対する風評被害の払拭を図る。また、国と地方との連携による先駆的プログラムを実施するとともに、消費者教育の総合的・一体的推進、景品の適正表示、高齢消費者のトラブル防止、公益通報者保護制度の見直し、消費者事故調査体制の確立、公共料金・物価対策などを推進する。

(6) 公正かつ自由な競争による経済の活性化と消費者利益の増進

現下の経済実態や行政課題を踏まえ、課徴金減免制度や犯則調査権限を適切かつ積極的に活用し、特に国民生活に影響の大きい悪質な競争制限行為である価格カルテルや入札談合事案に厳正に対処するとともに、国際的事案について、海外競争当局との緊密な協力を含め適切に対応する。

また、企業結合事案についても、迅速に審査を行い、併せてその透明性・予見可能性を確保するとともに、国際的事案においては海外競争当局と積極的に情報交換を行うなどして、的確な審査を行う。

さらに、活力ある中小企業の育成・強化がわが国の再生にとって重要であるとの認識の下に、中小企業に不当に不利益を与える優越的地位の濫用、不当廉売・差別対価等の行為及び製造分野・サービス分野における下請法違反行為について取締りを強化し、迅速・的確に対処する。

加えて、消費税率の引上げに伴い、中小企業が取引先から消費税の価格転嫁を拒否されるなど不当に不利益を受けることがないように、独占禁止法及び下請法の特例に係る必要な法制上の措置を講じて、転嫁拒否等の行為について厳正に対処するなど、中小企業が消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境整備に万全の対策を講じる。

(7) 持続可能で豊かな地球環境を目指して

省エネルギー、再生可能エネルギーなど日本の優れた環境技術の国内外での普及により、CO₂削減と経済成長による富の創出の同時実現を図る。そのため、①金融メカニズムを活用した低炭素投資の促進、②省エネ・再生可能エネルギーの導入加速化を二本柱に、日本を世界をリードする低炭素社会とするための取り組みを進める。また、先進的な省エネ投資への支援、低炭素な地域づくり、環境教育による人づくり、研究・技術開発の推進などに取り組むとともに、気候変動に関する2020年以降の新たな国際枠組みに向けた国際交渉を主導する。

循環型社会を目指し、レアメタルを含む小型家電等のリサイクル、廃棄物・リサイクル産業の海外展開、PCB廃棄物の早期処理を進める。また、人と自然が

共生する社会を目指し、国立公園の魅力の向上、鳥獣被害への対策、トキをはじめとする希少種の保護増殖を進める。さらに、環境面からの暮らしの安心を図るため、水質や大気汚染への対策、ヒートアイランド対策、化学物質対策に取り組む。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓や国際基準を踏まえ、原子力規制、防災対策の強化等に取り組む。

(8) 活力ある地域づくりを通じた新しい成長の実現

平成24年度補正予算と平成25年度予算を合わせた、いわゆる「15ヶ月予算」の考え方に即して、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、平成25年度の地方交付税等の一般財源総額について、平成24年度地方財政計画の水準を実質的に下回らないよう確保する。また、東日本大震災の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえ全国的に緊急に実施する防災・減災事業についても、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保する。

地方公共団体を核とする産学金官の連携体制を基盤として、各地域での事業化に向けた資金面・人材面等の支援を実施することにより、地域の経済循環を創造する。さらに、圏域の様々な施設・機能の集約とネットワーク化の考え方に基づく定住自立圏構想の推進や電子自治体の基盤を活用した共同システムインフラの整備により、自立的な地域経営を確立するとともに、日常生活機能の確保等の課題解決方策の構築等を通じた過疎地域の自立・活性化や地域コミュニティの再生を支援し、活力ある地域づくりを通じた新しい成長の実現を目指す。

(9) 拉致問題の早期解決の実現

拉致問題に対しては、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国、真相究明、実行犯の引き渡しを実現するため、情報収集・分析体制の強化、北朝鮮向け放送の充実、国際連携の強化など総合的な対策を推進する。

また、帰国された拉致被害者等の自立を促進し、拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、経済的支援をはじめとした総合的な支援策を推進する。

(10) 領土・領海・領空を守るための防衛力の整備と基地対策の推進

北朝鮮によるミサイル発射をはじめとするわが国周辺における軍事的活動等が活発化する中、各種事態に対応し、国民の生命・財産を守るため自衛隊の即応性を向上させるとともに、防衛大綱・中期防の見直しを見据え、厳しさを増す安全保障環境において、領土・領海・領空を断固として守りぬくため、防衛力の整備を行う。

また、大規模災害等に際しての災害対処能力を向上させるための態勢、拠点を整備する。

アジア太平洋地域をはじめとする国際的な安全保障環境の一層の安定化を図

るため、防衛協力・交流・安全保障協力の推進などを図る。

基地周辺対策を着実に実施するとともに、在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

米軍再編を着実に推進し、抑止力を維持しつつ地元の負担を軽減していく。

日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同文書による変更がないものについては、引き続きSACO最終報告に盛り込まれた措置を着実に実施する。

（11）「強く自立した沖縄」の実現に向けた沖縄振興の推進

東アジアの中心に位置し、出生率が高いなどの優位性や潜在力を持つ沖縄への投資は「未来への投資」である。沖縄振興2法に基づき、平成25年度については、「強く自立した沖縄」の実現に向け、沖縄振興一括交付金など所要の額を確保したうえで、平成24年度補正予算と合わせた「15ヶ月予算」により、切れ目なく沖縄振興を推進し、自立型経済の発展と豊かな住民生活の実現に取り組む。

第2章 重要政策

1. 復興の加速化—まず、復興。ふるさとを、取り戻す—

わが党は、これまで被災地に何度も足を運び、本当に苦しんでいる被災者の視点に立った復旧・復興に全力で取り組んできた。国民の生命と財産を守ることが政治の使命であり、引き続き、被災地の復興の加速を最優先に行う。

(1) 復興事業の必要な予算の確保及び適正な執行

いわゆる「基本方針」及びそれに基づく復興計画を総点検した上で、必要な事業費を財源の制約の名のもとに抑制することなく国が責任を持って確保する。このため、平成 25 年度予算編成とあわせて復興フレーム（19 兆円）を見直す。

また、復興予算の使途については被災地の復興に資するものを優先することは当然のことであり、復興予算の適正かつ迅速な執行に努める。さらに、被災地の諸課題について、諸制度の隙間を埋め、機動的に対応できるよう措置する。

(2) 被災地における人的対応力の強化

被災地での復興に向けた取り組み（特に、高台移転や土地区画整理など）が進展・本格化するのに伴い、土木関係の技術職や用地交渉を担う行政職等の公的部門の人員不足が深刻化するとともに、被災者の心身の健康を守る医療、保健、福祉活動等を担うマンパワーの確保が不可欠となっている。

行政経験者を積極的に採用できる仕組みや支援要員等を受け入れる環境の整備、人的支援全体をコーディネート機能の強化等について、国が責任を持って各自治体の対応力を強化するとともに、広域連携の機能的な枠組み作りを推進する。

(3) 復興交付金の充実

復興交付金の運用が硬直的で、特に効果促進事業において当初期待されたような「使い勝手の良い交付金」となっていない。事業のスピーディーな進行を図るため復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、必要な復興交付金を確保する。

(4) ガレキ処理の早期完了

被災自治体における処理施設増設や広域処理のあり方の見直しをはじめ、ガレキ処理の方策を抜本的に強化し、その早期完了に必要な予算を確保する。

(5) 事業再建への徹底支援

二重ローン対策や資金繰り対策を強化するとともに、農地・漁港の復旧や陥没地帯の嵩上げを急ぎ、要望が多い中小企業グループ補助金などの拡充を図る。また、被災地域を新たな食糧生産地域として再生する先進的な取り組みや再生可能エネルギーなどの新産業事業の育成を強力に推進する。さらに、津波災害地域及び原子力災害地域において雇用創出を図るため、企業立地への支援を実施する。

(6) 被災地の生活インフラ等の整備の迅速化

道路、鉄道、防潮堤、河川堤防等の復旧及び復興に向けた整備、さらには医療関係施設及び社会福祉施設、農地、漁港などの生活インフラ等の整備、下水汚泥の処理の体制の構築等を引き続き迅速に行う。

(7) 原発事故への対応

①環境モニタリング・放射線モニタリングの実施

国民の健康不安の一刻も早い解消のため、被災地におけるアスベスト・モニタリング、大気、水域・海洋、土壌等の有害物質の環境モニタリングを実施するとともに、放射性物質による汚染が懸念されていることから放射線モニタリングの実施に向けた取り組みを推進する。

②除染の加速化

「除染なくして復興なし」の決意をもって、除染の加速化に断固取り組む。除染の目標値を明らかにし、1兆円近い予算を計上した除染が着実に実施され得る体制を講じる。併せて、海底土から底生魚介類を経由する内部被ばくの防止にも万全を期す。

③原発事故被害に対する万全な対応

将来への展望を持って生活再建できるよう、賠償や就労、自治体機能のあり方といった諸問題について確実に対処する。

また、農林水産業・商工業・観光業等への風評被害対策と国の食品新基準値への対応などにも万全を期す。

④健康被害への万全な支援

国が責任を持って健康不安にしっかりと対処するため、健康調査事業の強化と併せ、放射性物質による環境汚染の状況についての監視・測定の実施、食品安全のための放射性物質の基準値の設定、特に子供の健康を守るためには万全を期す。

⑤原子力災害への対応と原子力専門人材の充実、安全を最優先とした原子力行政の再検証

放射性物質による汚染対策として、詳細な汚染マップの作成や有効適切な除染の実施、放射性廃棄物の適正な処分を国の責任で行う。また、原子力・放射能に関する高度の知見を有する人材の採用、養

成を図る。

新たに研究開発が必要となった原発事故の後処理や廃棄物の処理・処分、効果的な除染の方法などを早急に確立すべく、必要な予算を確保する。

(8) 福島再興に向けた着実な歩み

今福島に最も必要なのは、「国が責任をもって再興させるという強い決意と実行力」に他ならない。政府が強い決意のもと、“新しい福島”のグランドデザインを示すことにより、往時の安心と活力を取り戻し、未来への夢に繋げなければならない。

わが党が昨年5月に取りまとめた「一日も早い福島再興のための提言」等に基づき、県民の生活再建に関する事項（原発事故に伴う賠償関連、仮の町構想関連〔地域のコミュニティを維持する必要性〕、放射線、除染関連、帰町村に向けての環境整備、安心して福島に住み続けるための取り組み、病院に関する事項）、産業振興・事業支援・雇用に関する事項について、着実に、そして確実に前に進める。

2. 災害に強く活力ある国土・地域づくりの推進

(1) 災害に強い国土・地域づくり

① 東日本大震災からの復興の加速

東日本大震災からの復興を加速化するため、復興に向けたまちづくり、被災者の居住の安定確保、復興道路、復興支援道路の整備等を推進する。

② 国土強靱化の推進

(ア) 大災害に備えた防災・減災対策

今後予想される首都直下地震、南海トラフの巨大地震、台風、集中豪雨等の風水害等に備えるため、道路、河川、港湾等の防災・減災対策を推進する。

(イ) 災害に強いまちづくり

大規模災害に備えるため、住宅・建築物の耐震化、木造密集市街地の改善、避難路・津波避難施設の整備等を推進するとともに、被災時の都市機能の維持・継続を図るため、帰宅困難者対策、液化化対策等を推進する。

(ウ) 代替性の確保のための道路ネットワークの整備

被災時に復旧・復興支援物資などを輸送する代替路になる高速道路等の整備を推進する。

(エ) インフラの老朽化対策

今後急速に老朽化する道路施設、河川管理施設、港湾、下水道等のインフラについて、点検による安全性の確認と計画的な更新を推進するとともに、長寿命化等の適確な維持管理に向けた取り組みを推進する。

(オ) 通学路の安全対策

点検結果等を踏まえ、児童の安全確保のため早期に実施する必要がある通学路の交通安全対策を推進する。

(2) 経済成長・地域再生のための国土・地域づくり

① エコハウス化の加速

ゼロ・エネルギー住宅、省エネ性能の高い建築物等の整備に対して支援することにより、住宅・建築ストックの省エネ化を加速させる。

② エコカーの普及促進

地域や自動車運送事業者によるバス、タクシーなどの電気自動車等の集中的な導入について支援し、エコカーの普及を促進する。また、省エネだけでなく、地域の手軽な足となる超小型モビリティの普及に向け、地方自治体、観光事業者等による先導・試行導入を支援する。

③ 海洋資源開発

海洋資源の開発・利用促進のため、海洋産業の戦略的育成を推進するとともに、遠隔離島における活動拠点の整備や海洋権益の保全に資する海洋調査を推進する。

④ 国の基幹ネットワークを含む道路網の整備

国の基幹ネットワークを含む全国の道路網の整備を促進する。特に国際競争力を強化するため大都市圏環状道路、拠点空港、港湾等とのアクセス整備、地域生活に不可欠な道路の整備等を促進する。

⑤ 総合的な交通体系の整備

生活交通の確保のため、地域公共交通の確保・維持に向けた取り組みを支援する。また、整備新幹線の整備を地元の要望を踏まえつつ着実に進めるとともに、フリーゲージトレインについて、早期の実用化に向け技術開発を推進する。

⑥ 世界と競争できる航空・空港環境及び港湾機能の整備

オープンスカイの推進等による新たな航空需要に対応するため、首都圏空港の容量拡大を推進する。また、国際基幹航路の日本への就航を維持・拡大させるため、国際コンテナ戦略港湾について、ハード・ソフト一体となった機能強化を図る。

⑦ コンパクトシティの推進

地域の生活に必要な都市機能の集約を支援することにより、歩いて暮らせるコンパクトシティづくりを推進する。

⑧ 離島振興の取り組み強化

離島における定住の促進、地域の活性化を図るため、離島におけ

る雇用の拡大、観光・交流の促進、定住条件の整備強化等の取り組みを支援する。

⑨観光立国の実現

ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化によりわが国の魅力の一層の発信強化等に取り組むとともに、国際会議等の誘致・開催を推進する。また、高速ツアーバス事故を踏まえ、監査体制の強化のほか、自動車運送事業者が行う安全対策強化の取り組みを支援する。

⑩住宅・不動産市場の活性化

ライフステージに応じたゆとりある住環境を獲得できるよう、住み替え・中古流通、リフォームのための市場環境整備を推進する。また、不動産投資・流通市場の活性化のため、不動産投資市場の環境整備を推進する。

⑪地域の建設業への支援

災害時の緊急対応、社会資本の維持管理などの担い手である地域の建設業者を支援する。

⑫PFIの活用

復興、防災、成長など様々な観点から、PFIによる民間の知恵、資金等の積極的な活用を推進する。

(3) 海上保安体制の充実・強化

領海警備体制を強化するため、巡視船艇やヘリコプターの整備を推進するとともに、必要な資機材を確保する。

3. 日本経済再生

日本経済再生に向けて、24年度補正予算とあわせた切れ目のない経済対策を実行する。その際、研究開発予算、中小企業予算について、きめの細かい対策を講ずることができるよう、十分な予算額を確保する。また、現下の厳しいエネルギー情勢のもと、再エネ・省エネ対策や化石エネルギーの安定供給確保は極めて緊急性の高い課題であるため、エネルギー関連予算の充実を図る。

(1) 復興対策の推進

被災地の産業復興や雇用創出に万全を期すべく、新たな立地補助金を創設するとともに、利用者の使い勝手にも配慮しつつ、資金繰り支援や施設整備支援などの、被災地中小企業に対する総合的な支援策を引き続き強力に推進する。

(2) 成長による富の創出に向けた取り組み

①日本の産業再興

(ア) 世界で勝ち抜く製造業の復活に向けた部素材分野の研究開発

わが国の産業再興の鍵となる製造業の復活に向けて、研究開発を促進する。特に、軽量化や高強度・長寿命化技術などの高度な技術力によって製造業を幅広く下支えしている、部素材分野の競争力強化を図る。具体的には、部素材分野の技術的強みを更にのばすため、高性能材料の研究開発、異種材料の接合技術の研究開発、革新的触媒を用いた新たな素材製造技術の研究開発等に対する支援を抜本的に強化する。

(イ) 付加価値の高いサービス産業等の育成

付加価値が高く、また、すそ野の広いサービス産業を育成するため、潜在力がありながらも、現時点では産業化・市場化に成功していない再生医療やヘルスケア関連産業の育成に取り組むとともに、ITを活用した付加価値向上施策を展開する。また、日本の魅力ある商品やサービスを世界に売り込むためのブランド戦略として、クールジャパン戦略の推進を加速する。

具体的には、再生医療製品の実用化を加速させるための施策、次世代創薬開発に対する支援、ロボット介護機器の開発支援、地域における医療機器等のヘルスケア関連産業の育成等に取り組む。また、IT・データの利活用により新たな付加価値や新たな産業を生み出すための各種実証プロジェクトを推進する。さらに、コンテンツ、地域産品、食など、世界に向けクールジャパンの魅力を発信する力を持つ企業等を地域において掘り起こすとともに、それがビジネスとして海外にまで展開することができるよう、各種支援策を充実させる。

(ウ) 社会的課題を解決するための技術開発

省エネ、安心・安全などの国民的社会課題を解決するための研究開発支援を強化する。例えば、老朽化した橋梁の維持、農作物の適正管理、クリーンルームや店舗などのエネルギー管理、といった各種社会課題解決に効率的な対応ができる、小型センサーを活用したシステム実証等の取り組みを加速させる。

(エ) 研究・技術開発基盤の強化をはじめとする産業再興のための環境整備

わが国の将来を支える革新的な研究開発を推進するために、10年後を見据えた、未利用熱エネルギーの活用技術の研究開発や再生可能エネルギーの有効利用を可能とする技術の研究開発など、いわゆる「未来開拓研究」を着実に遂行する。また、先行的な産学連携拠点において、産学連携活動の評価制度を構築し、その評価制度の下で行う産学連携活動に対して支援を行う。その他、スキルと経験を有する社会人が成長企業において活躍できるよう、必要となる教育訓練と成長企業とのマッチングを行う、新たな人材ビジネスを創出する。

② 中小企業・小規模事業者対策、地域活性化

(ア) 小規模事業者等の支援

日本経済の成長の苗床であり、また、地域経済の成長を下支えしている小規模事業者に着目した施策を強化する。具体的には、女性や若者などの意欲ある経営者や従業員が行う新商品・新サービスの開発に対する支援策を創設する。また、小規模事業者等のグループが行う自立的な活動を支援する。さらに、取引先大企業の生産拠点閉鎖に直面する下請小規模事業者に対し、その新たな需要開拓活動を支援する。

(イ) 技術開発や海外展開等の新たな挑戦支援

中小・小規模事業者と地域の研究機関が連携して行う、ものづくり関連技術の開発を支援するとともに、「JAPANブランド」施策など、中小企業・小規模事業者の海外展開に対する各種支援を推進する。

(ウ) 地域商業の機能強化による地域経済の活性化

地域住民のニーズを踏まえた施設、例えばコミュニティ施設の整備など、商店街による地域のコミュニティの機能再生に向けた取り組みを支援する。

(エ) 中小企業・小規模事業者の事業再生、資金繰り支援

経営力強化支援法に基づく認定支援機関と連携し、中小企業・小規模事業者向け資金繰り施策を講ずる。その際、全国の認定支援機関の事業再生・経営改善計画策定能力の強化を図るため、認定支援機関向けの研修を実施するとともに、今後経営支援の担い手として期待される若手専門家に対する実践的な研修を実施する。

③ エネルギー・環境

(ア) 再エネ・省エネの最大限の推進

a) 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、遠隔地にある風力発電施設と既存電力系統線との連結を円滑にするため、送電網を整備する事業者に対する支援を行う。また、洋上風力、地熱、海洋エネルギーなどの様々な再生可能エネルギーに関して、技術開発支援等を行う。

b) 省エネルギー

経済成長を支える基盤となる安定的な電力供給を確保するため、様々な省エネ推進施策に取り組む。例えば、ガスコージェネレーションの整備等の分散型電源の普及促進、燃料電池車の市場投入に必要な水素供給設備の整備などに積極的に取り組む。

(イ) 資源・エネルギー安定供給の確保

a) 石油・天然ガス等の安定的かつ低廉な供給の確保

石油、天然ガスの安定供給に向けて、JOGMECを通じたリスクマネー供給を強化し、資源権益の確保につなげていく。また、日本海側に存在が確認されている表層型メタンハイドレードの

資源量把握調査を実施するなど国内の資源開発の強化を図る。

b) レアメタル等鉱物資源の確保など

レアメタル・レアアースの安定確保に向けて、海底鉱物資源の調査や採鉱の技術開発を進めるとともに、新たな探鉱・開発の推進や、レアメタルの使用量を大幅に削減するための技術開発などを推進する

(ウ) 化石燃料の有効利用等の推進

石炭火力発電から排出される二酸化炭素を大幅に削減させるため、高効率石炭火力発電技術の実証試験等を行う。また、CCSの実用化・普及に向けた実証やコスト削減のための技術開発に取り組む。

(エ) 原子力事故からの再生と原子力安全を担う人材・技術の強化

原子力発電所の廃炉・安全に資する技術の基盤整備を図りつつ、炉内作業のための遠隔操作機器・装置の技術開発などに取り組む。また、原子力安全に関する人材育成や原子力発電所立地地域の経済活性化に向けた取り組みを支援する。

④国際展開戦略

(ア) 新たな新興国戦略等の推進

新興国において、日本企業の進出拠点を整備し、インフラ輸出などを展開するため、現地人材の育成を通じた新興国とのつながり強化策などを集中的に展開する。また、海外展開を支える日本人若手人材の海外インターンシップ事業を推進する。

(イ) インフラ輸出の展開

省エネ・再エネインフラ設備の新興国等への導入を促進するための事業実施可能性調査を行う。また、わが国が強みを有する省エネルギー・再生可能エネルギー、スマートコミュニティに係る技術やシステムについて、現地における運用可能性の実証を行う。

(ウ) 戦略的国際標準の獲得

地球温暖化対策に資するエネルギー環境技術分野において、米国との国際共同研究や標準化協力事業を行う。

(3) 暮らしの安心・地域活性化に向けた取組

地域経済の活性化のためには、地域に根ざした産業の振興を図ることを通じた雇用の場の確保を図ることが重要。この観点から、上記の中小企業・小規模事業者関連施策を推進するとともに、新たな農商工連携や中心市街地活性化施策を推進する。

4. G空間社会の実現による国民生活の安全・安心の確保と経済成長の実現

一昨年、東日本大震災によって、わが国の政治・経済・社会活動の脆弱性が露呈した。この結果、大規模災害に強く持続可能で強靱な国土づ

くりに関する施策の重点かつ早急な実施が必要であることを強く認識したところである。

一方、これまで、わが党が推進してきたG空間情報活用推進プロジェクトでは、「地理空間情報活用推進基本法」に基づき、世界最先端の地理空間情報を活用できるG空間社会を実現し、「国民の安全と安心を守る社会」「新たな産業・新サービスの創出と地域の活性化」「行政の効率化と高度化」等を促進することこそが、国土強靱化に資するものであり、「復興・防災」「経済成長」「外交・安全保障」「地域の再生」等に大きく貢献するものであると認識している。

そのため、行政府における推進体制の確立とともに、来年度予算においては、G空間社会の早期実現のための環境整備、関連技術開発はこれまで以上に推進する必要がある。加えて、早期のG空間社会を実現する観点からも、実用システムの事業化を加速的に進めていくことが重要である。

(1) 政府は東日本大震災の復旧・復興の加速、防災システムの早期整備を図るため、平成 25 年度から関連技術開発及び実用システムの実現に必要な予算措置を講じ、本格的に活動を開始すること。具体的には以下の事項。

- ・ G空間情報センターの整備
- ・ 防災システムの構築等

(2) 政府は地理空間情報活用推進基本法の主旨に則り、世界最先端のG空間社会の実現を見据えた総合施策を具体化し、平成 25 年度から必要な予算措置を講ずると共に活動を加速推進すること。具体的には以下の事項。

- ・ 行政の効率化・高度化分野
- ・ 新産業・新サービスの創出分野（交通、観光、IT農林水産業等）
- ・ 安全安心・国民生活の利便性向上分野
- ・ 国土の利用・整備・保全分野
- ・ 弱者保護力の強化分野
- ・ 海洋資源の開発・海洋権益の確保分野
- ・ 国際貢献、プロジェクト輸出、人材育成等の分野等

5. 「学力と人間力を備えた人材を育成するための教育再生」、**「文化芸術・スポーツの振興」**、「**科学技術・イノベーション推進の国づくり**」の実現

(1) 世界トップの学力と人間力の実現

①全国的な学力調査の実施

悉皆調査により、教育施策や教育指導の充実・改善を行う継続的な検証改善サイクルを確立する。

②教育再生を支える教職員等指導体制の充実

教育再生を支える基盤として、様々な教育課題に対応し、学力向上など質の高い教育を実現するため、教員の資質向上と教職員等指導体制の充実を図る。

③新たな教育改革の推進

学校制度やその運用等についての調査研究、高校生の学習到達度把握のための調査の仕組みの検討、小中一貫教育校の多様な教育システムの調査研究等を行う。

④道徳教育の推進

「心のノート」の内容を改訂し、全国の小・中学生に配布するとともに、特色ある道徳教育の取り組みへの支援、道徳教材活用への支援を行う。

⑤理数教育の推進

理科教育に係る設備整備の充実を図るとともに、観察・実験の補助員を配置するなど、科学的思考力を育むための環境整備に係る総合的な施策を推進する。

⑥情報通信技術を活用した学びの推進

情報通信技術を活用した指導方法の開発等の実証研究を行うとともに、デジタル教材等の標準化や新たな課題への対応などの取り組みを推進する。

⑦特別支援教育の充実

改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システム構築に向けた取り組みや発達障害に関する教職員の専門性向上などの取り組みを実施する。

⑧グローバル人材の育成

初等中等教育から高等教育を通じた外国語教育の抜本的強化を含む国際的に誇れる教育システムの構築等を図るとともに、日本人学生等の海外留学及び優秀な外国人学生等の戦略的な受入れを促進する。

⑨成長分野等における実践的職業教育の充実

大学、短大、高専、専修学校、高校等と産業界等との連携強化により、専門人材養成を強化し、就労やキャリアアップに必要な多様な職業教育を充実するための学習システムを構築する。

(2) 安心して教育を受けられる環境の整備

①いじめ問題に対する総合的な取り組みの推進

スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの配置拡充など教育相談体制の整備充実を図り、幅広い外部専門家を活用した取り組み等を推進する。

② 幼児教育の推進

幼児教育の充実を図り、教育費負担軽減の取り組みを推進する。幼児教育の無償化については、関係府省と連携し、子ども子育て支援新制度との関係、財源確保の問題、国と地方の役割分担等を踏まえた検討を行う。

③ 子どもの安全を守る学校健康教育の推進

通学路の安全対策など子ども安心プロジェクトや、学校すこやかプラン及び食育推進プランの充実に総合的に取り組む。

④ 奨学金事業の充実など教育費負担の軽減

大学等奨学金事業や大学等が実施する授業料減免等の充実を図る。高等学校段階においては、高校授業料無償化にかかる平成 26 年度からの所得制限の在り方を含めた高校生の修学支援方策について、総合的に検討を行う。

⑤ 学びを通じた地域づくりと学校・家庭・地域の連携協働

公民館等の地域課題解決の取り組みや、「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」など学校・家庭・地域の連携協力による取り組みを推進する。

(3) 学校施設整備の推進

東日本大震災等の災害復旧を実施するとともに、学校施設の耐震化、非構造部材の耐震対策、防災機能強化や長寿命化・老朽化対策等を実施する。また、大学等の最先端研究施設、特色を活かした教育研究施設や附属病院等の整備を支援する。

(4) 「大学力」向上のための大学改革の推進等

① 国立大学改革の推進

国立大学法人等に対する基盤的経費を安定的に確保しつつ、学長のリーダーシップを強化するための改革を促進し、国立大学の機能強化を図る。

② 私立大学改革、多様な人材育成への支援など私学の振興

私立大学等の基盤的経費の安定的な確保とメリハリある配分、私立高等学校等の教育条件の向上、私立学校施設の耐震化等施設設備整備への助成により、私学振興を推進する。

③ 国公立大学を通じた大学教育改革の支援

地（知）の拠点大学形成や大学連携による共同教育システムの構築など、優れた大学教育改革を支援する。また、大学院教育を抜本的に改革し、リーディング大学院の構築や世界で活躍できる研究者を輩出する大学院拠点の形成を支援する。

④ 高度医療人材の養成と大学病院の機能強化

大学・大学病院における高質で戦略的な人材養成及び拠点の形成を促進するとともに、地域医療の担い手でもある大学病院の機能を強化する。

(5) スポーツ立国の実現

2020年オリンピック・パラリンピック東京招致等を視野に入れた、国立霞ヶ丘競技場の改築準備やJOC等が実施する選手強化事業への支援、チーム日本競技力向上推進プロジェクトなどを実施する。また、武道必修化の円滑かつ安全な実施や子どもの体力向上に向けた取り組み、身近なスポーツ環境の整備を推進する。

(6) 文化力による地域と日本の再生

芸術団体や劇場等への効果的な支援を行うとともに、次世代の芸術家や創造性豊かな子どもたちの育成への取り組みを支援する。

国宝・重要文化財等の保存修理、防災施設の整備や被災文化財の復旧等とともに、親子の体験事業等も含め、各地の文化財の保存、公開、活用等を推進する。

文化芸術の国内外への戦略的発信と国際文化交流及び文化遺産保護等の国際協力を推進する。また、国立美術館等の文化施設の整備・充実を図る。

(7) 国富を実現する国家プロジェクトの推進

① エネルギー・環境分野

再生可能エネルギーの貯蔵・輸送・利用技術開発や、環境・エネルギー問題を根本的に解決する核融合研究開発等の次世代エネルギー技術開発を推進するとともに、地球環境問題の解決に科学技術面から貢献する。

② 医療・創薬分野

iPS細胞等を用いた再生医療の実現（継続的かつ着実な支援）、創薬支援体制の構築、個別化医療の実現に向けた取り組み等を関係府省の連携の下、重点的に行う。

(8) 未来を拓くニューフロンティア

① 宇宙

「はやぶさ2」等の宇宙科学・宇宙探査分野における先端科学技術への挑戦、災害対応・気候変動などの環境問題の解決に資する地球観測衛星の開発等による宇宙開発利用を推進する。

② 海洋

広域探査システムの開発等による海洋資源調査研究の戦略的推進や地球深部探査船「ちきゅう」による南海トラフの掘削等深海地球ドリリング計画の推進、南極地域観測など海洋立国として重要な取

り組みを加速する。

③原子力

原子力災害からの復興を加速させるため、除染・廃止措置等に必要な研究開発等の強化及び被災者の迅速な救済に向けた原子力損害賠償の円滑化を図る。

(9) 減災・防災と国土強靱化

地震・津波による被害軽減のため、南海トラフや日本海等の海域の調査観測の充実、地震・津波発生メカニズムの解明等の調査研究を推進する。また、社会インフラの老朽化に対応した構造材料の信頼性評価技術や長寿命化・耐震化など、社会的リスクへの対応に必要な研究開発を推進する。

(10) 科学技術イノベーションによる成長の実現と地域の活性化

地域資源等も柔軟に活用しつつ、大学や公的研究機関、産業界等が集い、産学連携で研究開発を行う国際科学イノベーション拠点の構築（COIなど）や民間の事業化ノウハウを活用した大学発ベンチャー等の創出を図る取り組み等により、革新的なイノベーションを連続的に創出する。

(11) 基礎研究力強化と世界最高水準の研究拠点の形成

独創的で多様な学術研究及びイノベーション指向の課題達成型基礎研究を継続的に推進する。また、世界水準の優れた研究大学群の増強に向けた研究環境改革の支援・促進等により基礎研究力を強化するとともに、世界の頭脳を惹きつける世界トップレベル研究拠点の構築を進める。さらに、科学技術活動の基盤となる人材がその能力を最大限発揮できる環境整備を進める。

(12) 研究力を底上げする科学技術基盤の充実・強化

イノベーション創出を支える研究開発基盤を強化するため、世界に誇る最先端研究施設等の整備・共用・プラットフォーム化並びに共通基盤技術の開発等を推進する。

6. 戦略的外交のダイナミックな展開による国益の増進

(1) 普遍的価値に基づく戦略的外交のダイナミックな展開

①日米同盟の強化と近隣諸国との関係強化・協力推進

アジア太平洋地域の戦略環境が大きく変化している中で、日本の国益を守り、地域の安定と平和に貢献するためには、外交の基軸として、日米同盟の強化及び近隣諸国との関係強化や協力推進が不可欠である。また、拉致問題の解決に向けて引き続き取り組む。

②領土保全等への対応

昨今の情勢を踏まえ、北方領土や竹島関連予算等の従来の取り組みを越えて、尖閣諸島等の問題も含め、わが国が抱える領土をめぐる諸懸案に関して、発言力の強い有識者等を活用した調査研究を通じて、国際社会に正しい理解を広め、国際世論を形成していく。

③平和で安全な国際環境の構築／地球規模の課題への取り組み強化

平和で安全な国際環境の構築に積極的に貢献するとともに、地球規模課題への取り組みを強化する。具体的には、中東・北アフリカ情勢への対応、中東和平への貢献、海洋・サイバー・宇宙における協力、法の支配の推進、PKOを始めとする平和構築支援やアフガニスタン、アフリカ等における平和と安全への支援、新興国との対話の強化、安保理改革を含む国連強化、気候変動問題への対応、環境・防災分野における支援、軍縮・不拡散や原子力安全への取り組み、科学技術外交の推進、国際的な子の連れ去り等への対応等に注力していく。

④人間の安全保障の推進

人間の安全保障を推進するため、T I C A D Vを念頭に置きつつアフリカ支援を推進するとともに、ミャンマーの国造り支援やNGOとの連携強化等を図る。また、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けた取り組みを強化するとともに、ポストMDGsの議論を主導する。

⑤対外発信の強化及び文化芸術立国の創出

わが国への理解を増進し、日本ブランドを積極的に発信していくため、対外発信を強化し、文化芸術立国の創出に取り組む。その際、日本語教育や招へい・派遣、地方の魅力発信を含む文化交流、更にはグローバル人材の育成等に注力していく。また、発信拠点として在外公館を積極的に活用し、国産酒類等の海外展開を支援する。

⑥在留邦人の安全及び安心

在留邦人や日本社会の安全・安心を確保するため、多様化する危険・脅威への対応、査証審査体制の強化等を推進する。

（２）成長と経済基盤の強化に資する外交の展開

①成長するアジア経済圏等新興国・途上国の活力の取り込み

わが国の経済再生には、成長するアジア経済圏等の新興国や途上国の活力を取り込むことが不可欠である。そのために、インフラ・システムをはじめとするわが国の優れた製品・技術の輸出を進めるとともに、日本企業の海外ビジネスを推進していくための環境整備をはかる。また、ミャンマーへの日本企業の展開支援、中小・小規模事業者の国際展開支援を進める。さらに、グローバル人材育成と科学技術協力による国際化を通じた大学力強化を推進する。

② ODAを活用した地域活性化・復興への貢献

地域活性化を推進していくため、ODAを活用して地方自治体等の国際展開支援を推進する。また、途上国の要望を踏まえて、ODAにより被災地の工業用品等を供与し、復興支援にも貢献する。

③ 国際資源戦略の展開

資源国に対する資源関連の支援の推進を含め、資源の重要供給国・地域への政府一体となった働きかけを行うとともに、国際的なフォーラムやルールの積極的な活用をはかっていく等、エネルギーの安定供給のための国際資源戦略を展開していく。

④ 戦略的な海外投資と経済連携協定の推進

EPAやFTA等の交渉を推進するとともに、戦略的な海外投資を推進し、わが国の経済成長を後押しする。また、看護師・介護福祉士候補者の受入れを推進していく。

(3) 外交基盤の強化

① 外交実施体制の充実

外交力の基盤強化のため、外交実施体制の充実に取り組む。来年度は、南スーダン及びアイスランドにおいて大使館を新設する。また、領土をめぐる問題への対応や日米同盟を基軸とするアジア大洋州地域との安全保障協力の推進等の観点から、人員面での外交実施体制の整備に努める。

② 在外公館の体制強化

現地職員の適正な待遇の確保や警備体制の強化等を通じ、在外公館の体制を強化する。

③ 情報の収集・分析機能の強化及び情報防護のための基盤整備

対外情報収集活動や情報防護の強化を通じ、情報収集・分析機能及び情報防護のための基盤を整備する。

7. 領土・領海・領空を守るための防衛力の整備と基地対策の推進等

(1) 各種事態に対応する即応性の向上

各種事態に際し、わが国の主権、国民の生命・財産を守るため、自衛隊の即応性を向上させるとともに、十分な維持修理費等の確保による装備品の可動率向上を図る。また、教育訓練の充実を図る。

(2) 領土・領海・領空の防衛

周辺海域の情報収集、警戒監視及び安全確保、南西諸島を含む領空の警戒監視及び防空能力の向上、南西諸島をはじめとする島嶼を含む領土の防空態勢の充実を図るとともに、弾道ミサイルの脅威への対応、サイバー攻撃等への対処、宇宙関連施策の推進、情報通信機能の強化

を推進する。

(3) 大規模・特殊災害等への対応能力の向上

災害等対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持及び強化、大規模・特殊災害に対応する訓練等の実施、東日本大震災の教訓も踏まえた災害対処に資する装備品等の取得を実施する。

(4) アジア太平洋地域をはじめとする国際的な安全保障環境の一層の安定化

自衛隊による国際活動基盤の強化、アジア太平洋地域における防衛協力・交流・安全保障協力の推進及び国際社会が行う活動に積極的に取り組む。

(5) 基地対策等の推進

防衛施設と周辺地域との調和を図るため、基地周辺対策を着実に実施するとともに、在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

(6) 米軍再編への取り組み

米軍再編を着実に進めていくため、米軍の抑止力を維持しつつ沖縄県をはじめとする地元の負担軽減に資する措置を別途、的確に実施する。なお、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業のうち、日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同文書による変更がないものについては、引き続きSACO最終報告に盛り込まれた措置を着実に実施する。

8. 安心して暮らせる社会の実現

(1) 暮らしの安心・地域活性化関係施策

①子育て支援の充実

待機児童解消のため、保育所などの受入児童数の拡大や、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育の充実を図るとともに、放課後児童クラブの設置箇所数を増加させる。

②医療・介護等

(ア) 安定した医療保険制度の構築

協会けんぽの財政基盤の強化・安定化のため、平成22年度から24年度までの間講じてきた従来の特例措置を平成26年度まで2か年度延長する。

(イ) 国民が安心できる医療を実現するための提供体制の整備

できる限り住み慣れた地域で、その人にとって適切な医療サービスが受けられる社会の実現に向け、小児等の在宅医療提供体制の整備、薬局を活用した薬物療法提供体制の整備、ドクターヘリの支援などへき地・離島や救急医療へのアクセスの強化、地域医療支援セ

ンターの整備の拡充等を推進する。

(ウ) がん対策の充実・強化

がん対策推進基本計画に基づき、がんによる死亡率を減少させるため、がん登録を進めるとともに、子宮頸がんに関するHPV検査検証事業の実施などのがん検診受診率の向上のための取り組み、がんと診断された時からの緩和ケアの推進、治療と職業生活の両立に関する取り組みの推進及び小児がん対策の充実を図る。

(エ) 難病対策等の充実

難病の方々の医療費助成については地方の超過負担を減少させるべく必要な財源を確保するとともに、治療法の早期確立・普及を図るための研究を推進する。また、より公平で安定的な難病対策の確立に向けた取り組みを進める。小児慢性特定疾患対策についても、難病対策と併せ取り組みを進める。

(オ) 認知症施策の推進

認知症の人とその家族が安心して暮らしていける支援体制を計画的に整備するため、認知症ケアパスの作成・普及、かかりつけ医に対する認知症診断の知識の習得等に関する研修や認知症初期集中支援チームなど認知症の早期診断・早期対応の体制整備、職員への研修の実施など特別養護老人ホーム等の対応能力の強化、地域ケア会議の開催支援などの取り組みを推進する。

③ 障害児・者の日常生活・社会生活支援の推進

障害児・者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスを総合的に確保するとともに、後見業務や意思疎通支援を行う人材の育成など障害児・者の社会参加の機会を確保するための取り組み、グループホームや児童発達支援センターの整備など居住と日中活動の場の整備を推進する。

④ 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進

生活保護基準については、厚生労働省の生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差の3要素による影響を調整するとともに、その他消費に影響を及ぼす経済的指標についても勘案することにより、一般低所得者の消費実態を踏まえた基準への見直しを図る。なお、その際には、必要な激変緩和措置を講ずる。

また、生活保護基準の見直しと併せ、不正受給対策の徹底、医療扶助の適正化などの生活保護制度の見直しや、生活困窮者の自立・就労支援等を強化するための生活困窮者対策に総合的に取り組む。

⑤ 雇用・労働

(ア) 経済社会の活力の向上と地域の活性化に向けた雇用対策の推進等

若者の能力や地域の需要を成長の原動力に転化するため、平成24年度補正予算案で対応することとした合宿形式を含む生活面のサポートと職場実習の訓練の集中的実施に加え、大学へのジョブサポーター相談窓口設置・出張相談の強化などの若者の就職支援を推進するとともに、ポジティブ・アクションの取り組みの促進、仕事

と育児・介護の両立支援策の推進などにより女性の活躍を促進する。また、地域の自主的な雇用創造プロジェクト、成長分野などでの雇用創出と人材育成を支援する。

(イ) 安心して働くことのできる環境整備

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保や、正社員への転換を推進するとともに、非正規雇用で働く労働者の企業内でのキャリアアップを総合的に支援する。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、震災復興のための労働安全衛生対策等に取り組む。

(2) 復興・防災対策関係施策

平成24年度補正予算案で対応した医療施設や社会福祉施設の耐震化、被災者の雇用の確保に加え、応急仮設住宅の延長等に伴う経費の負担、介護などのサポート拠点に対する支援、被災した各種施設等の災害復旧に対する支援、警戒区域などでの医療・介護・障害福祉制度の特別措置のための財政支援、水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進、食品中の放射性物質対策の推進など、復興・防災のための施策に取り組む。

(3) 成長による富の創出関係施策

国民が安心して利用できる最新の医療環境を整備するとともに、日本のものづくり力をいかし、世界に先駆けて日本発の革新的医薬品・医療機器を開発するとともに再生医療を推進し、医療関連市場の活性化とわが国の経済成長を実現し、積極的に海外市場へ展開するため、医療関連分野におけるイノベーションを一体的に推進する。

- ① 医薬基盤研究所を中心としたオールジャパンでの創薬支援体制の構築等創薬支援機能の強化、臨床研究中核病院の整備等の民間投資を喚起する治験環境整備、審査・安全対策の充実・強化等の医薬品・医療機器開発等に関する基盤整備、i P S細胞等を用いた再生医療の実用化を支援する環境整備、後発医薬品の更なる使用促進
- ② がんや難病・希少疾病をはじめとする8つの重点領域（がん、難病・希少疾病、肝炎、感染症、糖尿病、脳心血管系疾患、精神・神経疾患、小児の先天性疾患）及び再生医療分野における創薬研究開発等の強化
- ③ 個別化医療（患者一人ひとりの体質や病態にあった有効かつ副作用の少ない治療法や予防法）の推進のためのバイオバンク等の整備など世界最先端の医療の実用化に向けた基盤整備

9. 「安心社会」の実現のための法務・司法の充実と司法制度改革の推進

(1) 司法体制の充実

① 人的機構の充実

民事訴訟事件、家庭事件等の事件数の動向及び複雑困難化に対応して、事件の適正迅速な処理を図るために、裁判官及び書記官の増員等を図る。

② 裁判事務処理態勢の充実

適正迅速な裁判を実現するために必要な裁判事務処理態勢の充実を図る。

裁判運営の効率化に資する裁判事務処理関係システム等の司法情報基盤の強化等を図る。

③ 裁判所施設の整備

老朽、狭あいな裁判所庁舎の建替え、改修等を行い、耐震化等を図るほか、既設庁舎の設備を充実し、国民の利用しやすい施設づくりを推進することにより、事件の適正迅速な処理に必要な施設の整備を図る。

(2) 治安・法秩序の維持と国民の権利保全

治安及び法秩序を維持し、また、国民の権利を保全することにより、国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するとともに、国民に身近な司法を実現する司法制度改革を推進するため、その基盤をなす司法及び法務行政の機能の充実強化を図る。

① 人的基盤の充実

司法の機能を維持するとともに、我が国の犯罪情勢や社会・経済情勢の変化に的確に対処して、国民生活の安定と発展の基盤を支える法務行政の各種業務を充実強化するため、人的基盤の充実を図る。

② 検察活動の充実等治安・法秩序の維持・確保

近時の社会・経済情勢の変動や国際化の進展の下、治安・法秩序を的確に維持・確保し、「世界一安全な国、日本」を取り戻すため、検察活動、矯正機能、更生保護機能、出入国管理機能、公安調査活動及び訟務事務等について、引き続きその充実を図る。特に、再犯防止のための処遇の強化等の矯正機能・更生保護機能の充実、検察の再生に向けた取組の実施等の検察活動の充実、我が国周辺国関連情報収集の強化等の公安調査活動の充実を図る。

③ 刑務所出所者等の再犯防止対策の強化

刑務所出所者等の再犯を防止するため、薬物犯罪者、性犯罪者等の対象者の特性に応じた矯正処遇の充実、職業訓練による社会復帰支援策の強化等を図ることにより、刑務所等における施設内処遇を充実強化するとともに、更生保護を担う保護司活動の基盤整備のための更生保護サポートセンターの増設、保護観察対象者の住居の確保及び就労支援の推進、薬物事犯者対策の強化等を図ることにより、社会内処遇を充実強化する。

④ 出入国審査の迅速化による観光立国の推進

空海港における出入国審査待ち時間などの旅行者にとってのマイナス要因を解消し、外国人観光客の一層の拡大を図ることにより観光立国を推進するため、大都市圏拠点空港、大型船舶の来港する海港等における出入国審査体制を強化し、その審査の迅速化を図る。

⑤ 総合法律支援の充実等司法制度改革の推進

急速な国際化の進む中で、自己責任原則と透明で公正なルールに貫かれた社会の実現に向けて必要な司法の役割を果たすため、司法制度改革を推し進めてきたところであるが、今後も、国民に身近で頼りがいのある司法の実現に向けて、日本司法支援センターの適正な運用等の取組を推進する。

⑥ 国民の権利保全の充実

登記事務処理の適正迅速化、国籍・戸籍事務処理の適正円滑な実施、人権擁護活動及び人権啓発活動の推進等によって国民の権利保全の一層の充実を図る。特に、全国の都市部における登記所備付地図の整備を推進するとともに、大きな社会問題となっているいじめ問題に対する取組の一層の充実を図る。

⑦ 国を当事者とする重要大型訴訟の適正処理

訟務事件処理体制の機能強化によって、多くの人々に影響を及ぼす重要大型訴訟について、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図るとともに、法律に基づく行政の実現に寄与する。

⑧ 法務省施設の整備・充実

刑務所等の法務省施設は、治安・法秩序の維持・確保の基盤となるべきものであり、老朽化、狭あい化の著しいものにつき、その建替え、改修等の整備を推進する。

10. 公正かつ自由な競争による経済の活性化と消費者利益の増進

(1) 厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用

- ① 現下の経済実態や行政課題を踏まえ、課徴金減免制度や犯則調査権限を適切かつ積極的に活用し、特に国民生活に影響の大きい悪質な競争制限行為である価格カルテルや入札談合事案に厳正に対処する。
- ② 国際カルテル等の国際的事案について、海外競争当局との緊密な協力を含め適切に対応する。
- ③ 企業結合（合併、株式取得等）事案について、迅速に審査を行い、併せてその透明性・予見可能性を確保するとともに、国際的事案においては海外競争当局と積極的に情報交換を行うなどして、的確な審査を行う。

(2) 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化

- ① 活力ある中小企業の育成・強化がわが国の再生にとって重要であるとの認識の下に、中小企業に不当に不利益を与える優越的地位の濫用（例：大規模小売業者と納入業者間の取引、荷主と物流事業者間の取引における濫用行為）、不当廉売・差別対価等の行為及び製造分野・サービス分野における下請法違反行為について取締りを強化し、迅速・的確に対処する。
- ② 優越的地位の濫用行為や下請法違反行為の未然防止の観点から、講習会の開催等積極的な普及・啓発活動を実施し、大企業と中小企業との取引の公正化を一層推進する。
- ③ 先般成立した税制抜本改革法による消費税率の引上げに伴い、中小企業が取引先から消費税の価格転嫁を拒否されるなど不当に不利益を受けることがないように、独占禁止法及び下請法の特例に係る必要な法制上の措置や転嫁状況に関する監視・検査体制の整備により転嫁拒否等の行為について厳正に対処するほか、事業者等に対する広報や説明会の開催による普及・啓発、相談窓口の設置など、中小企業が消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境整備に万全の対策を講じる。

(3) 競争環境の整備

- ① 競争政策に関する理解・協力体制を増進し、国民の意見・要望を施策の実施に活用するため、国民各層とのネットワークを通じて、公正取引委員会からの情報発信を行うとともに、広聴活動を積極的に行う。
- ② 規制制度について、公正かつ自由な競争を維持・促進する観点から検討・調整を行うとともに、規制の事前評価における競争評価において各府省が行う分析・評価を支援する。
- ③ 入札談合の未然防止を図るため、調査・摘発の経験を踏まえ、発注制度の改善及び発注機関職員の法令遵守意識向上について提言等を行うとともに、企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取り組みの支援・唱導活動を行う。
- ④ 国際競争ネットワーク（ICN）やOECD等を通じた競争当局間の国際協力を積極的に推進するとともに、東アジア諸国等への技術支援・協力を実施する。

(4) 競争政策の運営基盤の強化

- ① 競争政策研究センターの活動を通じて、公正取引委員会と学界及び実務家の協働を促進し、競争政策の企画・立案のための理論的・実証的基盤を強化するとともに、その成果を積極的に活用する。
- ② 国際カルテルや大型合併事案、ICN等の国際的業務に対応できる人材を育成するため、研修の強化を図る。

1 1. 震災復興と豊かな地球環境を目指して

わが国にとって東日本大震災震災からの復興は最重要課題であり、復興加速化のためには迅速かつ適正な除染とがれきの処理が不可欠である。また、日本の優れた技術を活かして地球環境保全に貢献しつつ、新産業として経済成長の原動力としていかなければならない。さらに、人々が安心して暮らせるための施策も充実させていく必要がある。

以上の見地に立ち、次に掲げる政策課題に全力で取り組む。

(1) 東日本大震災からの環境面での復旧・復興

放射性物質による環境汚染への対応は、福島への復旧・復興に向けた大前提である。除染については、不適正な事案に厳格に対処しつつ、福島以外の県も含め、できる限り迅速に進めるとともに、除染により発生した土壌等の中間貯蔵施設の設置に向け、地元の方々の理解と協力を得ながら調査や実施設計を行う。また、福島県民の健康を確保し、健康不安の解消を図るため、放射線についての調査研究やモニタリング、リスクコミュニケーションの取組を進める。さらに、放射性物質により汚染された指定廃棄物の処理を進める。

被災地の一日も早い復興に向けて、がれきの迅速な処理が必要である。平成26年3月を目途に処理を完了するという目標の実現を目指し、市町村等への財政支援を行うとともに、広域処理を推進する。

東北太平洋岸の自然公園を再編して「三陸復興国立公園」を創設し、利用施設の整備、エコツーリズムの推進などを行い、観光業の振興など地域経済の活性化に貢献する。

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓や国際基準を踏まえ、国民の安全を第一に位置付けた原子力規制の実現、原子力防災対策の充実・強化等に取り組む。

(2) CO₂削減と経済成長の同時実現

省エネルギー、再生可能エネルギーなど日本の優れた環境技術の国内外での普及によって、CO₂削減と経済成長による富の創出の同時実現を図るため、①金融メカニズムを活用した低炭素投資の促進、②再生可能エネルギーの導入加速化を二本柱に、日本を世界をリードする低炭素社会とするための取り組みを進める。

金融メカニズムを活用した低炭素投資の促進については、建築物の低炭素化、まちづくり、環境技術の海外展開、低炭素技術の開発・市場化の四分野に重点を置き、官民ファンドの創設などにより民間資金を呼び込みを図る。

再生可能エネルギーの導入加速化については、単に量を増やすことを目標にするのではなく、長期的に再生可能エネルギーを中核とする「自立・分散型エネルギーシステム」を作り上げることを目標とし、蓄電池による出力の安定化、立地上の制約の少ない浮体式洋上風力の推進などの施策を体系的・戦略的に展開する。

そのほか、CO₂削減と経済成長による富の創出の同時実現に向け、先進的な省エネ投資への支援、低炭素な地域づくり、ライフスタイルの変革、環境教育による人づくり、事業活動や消費行動のグリーン化、研究・技術開発の推進、フロン類の排出抑制などに取り組む。

また、気候変動に関する2020年以降の新たな国際枠組みに向けた国際交渉を主導するとともに、東アジアを中心とする環境協力の充実を図る。さらに、避けられない地球温暖化の影響への適応のための取り組みを進める。

(3) 暮らしの安心や地域活性化への環境面からの貢献

循環型社会の構築、大気・水環境の保全や化学物質対策を通じ、環境面からの暮らしの安心を図る。また、人と自然が共生する社会の実現を進め、地域の活性化にもつなげていく。

循環型社会の構築については、災害に強い廃棄物処理システムの整備、レアメタルを含む小型家電等のリサイクル、廃棄物・リサイクル産業の海外展開、PCB廃棄物の早期処理、不法投棄された産業廃棄物の処理を進める。

大気・水環境の保全や化学物質対策については、水質汚染事故に備えた危機管理、光化学オキシダントなどによる大気汚染への対策、ヒートアイランド対策、大気・水分野での国際協力による途上国の環境改善、国際的な水銀対策への貢献、子どもの健康に影響を与える環境要因の調査、水俣病問題をはじめとする公害健康被害者対策などに取り組む。

自然共生社会の実現については、わが国を代表する自然の風景地である国立公園の魅力の向上、湿地や海洋の保全、鳥獣被害の大幅な減少を目指した取り組み、トキをはじめとする希少種の保護増殖や外来種対策を進める。

12. 地方の活性化とICT戦略の推進

(1) 活力ある地域づくりを通じた新しい成長の実現

① 特色ある地域づくりの推進

(ア) 地方交付税等の一般財源総額の確保

平成24年度補正予算と平成25年度予算を合わせた、いわゆる「15ヶ月予算」の考え方に即して、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、平成25年度の地方交付税等の一般財源総額について、平成24年度地方財政計画の水準を実質的に下回らないよう確保する。

(イ) 合併市町村に対する支援

合併市町村の新しいまちづくりに対する着実な支援を実施する。

(ウ) 基地交付金等の充実確保

基地所在市町村の実情等に鑑み基地交付金及び調整交付金を充実確保する。

② 社会保障・税一体改革の着実な推進

地方税及び地方交付税に係る税制抜本改革法の円滑かつ着実な施行を図ることにより、国とともに社会保障制度を支える地方の社会保障給付に対する安定財源を確保する。

③ 地域の経済循環の創造と自立的な地域経営の推進

(ア) 地方公共団体を核とした地域経済循環の創造と先行モデルの事業化支援

地域ラウンドテーブル(産学金官)を基盤に再生可能エネルギーなどの地域資源と民間資金を生かした、持続可能で先進性のある取り組みの支援等を行う。

(イ) 地方圏における定住の受け皿の形成

定住自立圏や多自然地域を後背地とする居住拠点都市を中心とする生活経済圏域について、分野横断的な活性化の取り組みを重点的に支援する。

(ウ) 地域のコミュニティの再生

過疎集落等を対象に、地域資源や地場産業を活用して地域経済の活性化を図るとともに、日常生活機能の確保などの課題への総合的な取り組みの支援等を行う。

(2) 経済再生に貢献するICT成長戦略の推進

① ICTによる新たな価値創造産業の創出

(ア) ビッグデータの利活用の推進

急速に普及するスマートフォンやSNS、多様なセンサーから収集される多種多量なデータ(ビッグデータ)の利活用を可能とする通信ネットワーク基盤技術の確立に向けた研究開発等を実施し、ビッグデータ関連市場の創出に貢献する。

(イ) 電波の有効利用の促進による新産業の創出

周波数の再編に資する防災用等のデジタル無線システムの整備支援、新たな周波数資源の開拓及びより一層の周波数有効利用を実現するための研究開発等の実施を通じ、更なる電波の有効利用促進を図り新産業を創出する。

② 新たな放送・コンテンツ市場の創出

(ア) デジタルコンテンツの流通促進

クラウド型サービスの普及や多様な情報端末の登場に対応して、様々なチャンネルで迅速・効率的に放送コンテンツを流通させるための環境を促進し、コンテンツ海外展開に向け環境整備を推進する。

(イ) スマートテレビの推進

スマートテレビの推進に向けた様々なアプリケーションやコ

コンテンツ開発の実証実験を実施し、国際標準化に向けた提案活動を行うなど、次世代の放送サービスの早期実用化と国際展開の促進を図る。

③超高速ブロードバンド基盤整備の推進

過疎地・離島等における遠隔医療・遠隔教育をはじめとする超高速ブロードバンドの利活用の向上に資する観点から、その基盤整備を実施する地方公共団体等に対し、事業費の一部を支援する。

④ICT分野における国際競争力の強化

わが国ICTの海外展開の契機とすべく、南部アフリカ諸国、中米諸国等に対し、地デジ日本方式の採用を働きかける。

(3) 東日本大震災からの復興の着実な推進

①復旧・復興事業等を着実に推進するための財源の確保

東日本大震災の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえ全国的に緊急に実施する防災・減災事業について地方の所要事業費及び財源を確実に確保する。

②被災地における消防防災体制の強化

(ア) 被災地における消防活動や消防防災施設の復旧への支援

東日本大震災により被害を受けた消防庁舎、無線施設、消防車等の消防防災施設・設備について早期復旧を支援する。

(イ) 災害情報の住民への迅速かつ確実な伝達

災害情報を迅速かつ確実に住民へ伝えるため、被災地においてJアラートの自動起動機等の整備による災害情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。

(ウ) 消防団の充実強化・安全対策の推進

被災地等において大規模災害に対応できる地域の総合的な防災力を向上させるための消防団に対する救助資機材・車両の整備を行う。

③ICTによる新たな復興の推進

復興に向けて、環境やエネルギー利用効率に配慮した新たな街づくりを行う地域において、住民生活・地域経済に必要なICT基盤の整備を支援する。

「東北メディカル・メガバンク計画」の推進に向け、ICTを活用した災害に強い医療情報連携基盤の整備を支援するとともに、避難を余儀なくされた住民と地元地域とのきずなの維持・強化のため、地元地域の行政情報等を提供するために必要な情報通信環境の構築を支援する。

(4) 国民の命を守る消防防災行政の推進

①通信基盤・消防防災施設の整備や消防団の充実等による地域の消防防災体制の強化

(ア) 災害に強い消防防災通信基盤の整備

災害情報を迅速かつ確実に住民へ伝えるため、地方公共団体において最低1つの情報伝達手段をJアラートにより自動起動できる体制を緊急に構築するとともに、大規模災害時の緊急消防援助隊の災害対応力を強化するための消防救急デジタル無線の整備を行う。

(イ) 消防防災施設の整備促進

大規模災害に備え、消防防災体制を強化するため、耐震性貯水槽、高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備を促進する。

(ウ) 消防団や自主防災組織等の充実強化、地域の災害対応力の向上等 消防団の入団促進及び安全対策等の強化、自主防災組織等の充実強化を図る。

②緊急消防援助隊の充実と即応体制の強化

緊急消防援助隊の大規模災害への対応力を強化するとともに、被災地への確実かつ迅速な部隊投入や長期に及ぶ消防応援活動を可能とする車両や資機材等、巨大津波や甚大な風水害においても効果的な救助活動が実施できる特殊車両や資機材等を整備する。

③火災予防対策等の推進、救急救命体制の強化

(ア) 火災予防・危険物事故防止対策等の推進

ホテル・旅館等における安全・安心の強化を推進するとともに、消防と医療の連携の推進など、救急救命体制を強化する。

(イ) コンビナート・原子力防災対策の推進

コンビナート火災や危険物事故等に対する防災対策を推進するほか、地方公共団体の進める原子力災害対策を支援する。

(ウ) 救急救命体制の強化

消防と医療の連携の推進、救急業務の在り方の研究・検討を実施し、救急救命体制を強化する。

(5) 国民本位の電子行政の実現と番号制度の導入

①電子政府の推進

政府情報システムの統合・集約化や府省共通システムの整備等の取り組みを推進する。

②電子自治体の推進

自治体業務の一層の高度化・効率化、自治体システムの総合的な最適化を図るための自治体クラウドの推進に関する調査研究等を実施する。

③個人番号の付番と情報連携基盤の運用に向けた着実な準備

個人番号の付番開始(平成27年10月予定)に向けたシステム開発

等を行う。

(6) ICTによる社会的課題の解決と豊かな生活の実現

① ICTを活用した新たな街づくりの総合的推進

センサー、ワイヤレス、クラウド等のICTを社会実装した新たな街（ICTスマートタウン）の実現に向けた実証プロジェクトを実施し、リアルタイム情報を活用して安全に暮らせる街や地元産業のICT化を通じて発展する街などを構築して地域の課題解決や活性化等に貢献する。

② 少子高齢化問題等の解決に向けたICTの活用

(ア) 超高齢社会におけるICTの活用

超高齢社会の課題解決に資するため、医療情報連携基盤（EHR）を高度に活用した新たな「在宅医療・介護ICTモデル」等の確立・普及を図る。

「ICTによるライフ・イノベーションへの貢献」として脳科学の知見を応用し、手足・言語を介さずネットワークを通じて機器・器具等を制御する技術等、高齢者・障がい者の社会参加の拡大等を促す研究開発等を実施する。

(イ) 教育分野等におけるICTの活用

教育分野におけるICTの効果的な利活用を促進するため、最先端の技術を踏まえた調査研究を実施し、また、実証校での検証を行いガイドラインを策定する。

(7) 国民生活の安定・充実

受給者の生活を支える恩給の支給

国家補償を基本とする年金制度である恩給制度の理念を尊重し、現行恩給法に基づき、その適切な支給に努める。

(8) サイバー空間の安心・安全の確保

① 新たなサイバー攻撃等に対応可能な総合的なセキュリティ環境の構築

従来から存在するサイバー攻撃の発生予知等を可能とする技術を確立するため、諸外国と連携して情報収集・研究開発を実施するとともに、新たなサイバー攻撃等に対応するための総合的な情報セキュリティ対策を実施する。

② 安心・安全なICT利用環境の整備

子どもから高齢者まで誰もが安心・安全にICTを利用できる環境の整備を目指し、高精度な児童ポルノサイトブロッキング技術の実証実験、スマートフォンの普及や新たな情報通信技術・サービスに適応した普及啓発活動等を実施する。

(9) 郵政民営化の確実な推進

民営化の成果を国民が実感できるよう利用者利便の向上と経営の改善に向けた適切な指導・監督を行う。

(10) 効率的で質の高い行政の実現と地方分権の推進

① 質の高い行政サービス提供のための人事行政の展開

能力・実績主義の人事管理を徹底するため、評価者講座の充実等を通じた人事評価制度の定着化を行うとともに、年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図る観点から「早期退職募集制度」を導入する。

② 行政評価機能の発揮による聖域なき行政運営の見直し

各府省の目標とその達成手段を一覧できる事前分析表や、評価書の標準様式を全政府的に導入するなど、予算編成に資する政策評価を推進する。また、行政評価・監視の重点的、計画的な実施及び行政相談活動の充実等を図る。

③ 公的統計の体系的な整備・提供

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月閣議決定）の推進及び平成26年3月までの改定に加え、住生活関連施策等の基礎資料となる住宅・土地統計調査の実施、経済統計の基礎となる事業所母集団データベースの運用など、国家と社会のための情報基盤としての統計の整備・提供を図る。

④ 地域の自主性を高める地方分権の推進～地方自治制度の見直し及び地方議会の活性化支援

第30次地方制度調査会の答申等を踏まえ、大都市制度や財務会計制度等の見直しを検討するとともに、地方分権の推進に伴い、より一層重要な役割を担う地方議会の活性化を多角的に支援する。

13. 農林施策の拡充

(1) 国土強靱化・競争力強化

① 農林業の基盤整備

老朽化した施設の長寿命化・耐震化対策や山地災害対策、担い手への農地集積の加速化等のための農業生産基盤の整備、森林吸収量の確保等のための間伐等の森林施業や路網の整備等を推進する。

② 農林関係施設等の整備

生産から流通まで強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備や林業生産コストの低減を図るために必要な高性能林業機械の整備等を推進する。

(2) 経営所得安定対策等

① 多面的機能・担い手調査

農業の多面的機能を評価した「日本型直接支払」及び新たな経営所得安定制度を中心とする「担い手総合支援」の制度設計に向けた調査を実施する。

②農業の多面的機能を踏まえた直接支払

中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するための交付金の交付や地域共同による農地・農業用水等の管理、施設の長寿命化のための活動等に対する支援を進めるほか、環境保全に効果の高い営農活動に対する支援等を進める。

③経営所得安定対策

米、畑作物を生産する農業者の経営安定のための交付金の交付、産地の創意工夫を活かしつつ、水田で麦、大豆、新規需要米等を生産する農業者に対する交付金の交付のほか、米、麦、大豆等を対象とした収入減少緩和対策等を推進する。

(3) 担い手・農地総合対策

人・農地プランの作成・実行に向けた推進体制の強化への支援を進めるとともに、就農前後の青年就農者・経営継承者への給付金の給付や農業法人における実践研修を推進する。

また、「平成の農地改革」を強力に推進し、担い手への農地集積を加速化するため、農地の規模拡大に取り組む農業者及び農地集積に協力する者に対する支援を進めるほか、耕作放棄地を再生利用するための取り組みを推進する。

(4) 国産農林水産物の消費・輸出対策

①農山漁村の所得増大対策

農林漁業成長産業化ファンドの拡充等による6次産業化の推進、地産地消の取り組みに必要な機械・施設の整備やそのサポート体制の整備、知的財産を活用した新しいビジネスモデル構築等の推進により、所得増大を図る。

②農林水産物の輸出対策

輸出促進のための相談、アドバイスなど川上から川下に至る総合的なサポート体制の構築や国産農林水産物・食品と多様なモノ・サービスとを結びつけつつ行う地産地消の推進、輸出促進、日本食・食文化の発信等の取り組み等を推進する。

(5) 生産振興対策

畜種ごとの特性に応じた畜産・酪農経営の安定対策や飼料穀物の備蓄を推進するほか、野菜の価格低落時における生産者補給金の交付や果樹・茶の経営支援対策等を推進する。また、さとうきび生産者等の経営安定対策のほか、侵入防止柵の整備、捕獲活動の強化等の鳥獣被害防止対策を推進する。

(6) 再生可能エネルギーの大々的な展開

農山漁村における再生可能エネルギー発電事業による収入を地域の農林漁業の発展に活用するモデルの構築、地域のバイオマスを活用し

た産業化等に必要な施設整備や、木質バイオマスの利用促進に必要な施設整備、調査・サポート体制の構築等を推進する。

(7) 食の安全・安心、都市と農山漁村の共生・対流等

①食の安全・安心対策等

国産農畜産物の安全性向上や農作物の病虫害の発生予防・まん延防止に係る取り組みの支援や口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防対策を強化する。また、食料の生産から消費にわたる各段階で、食を選択できる力を身につけるための食育を国民運動として展開する取り組みを推進する。

②都市と農山漁村の共生・対流等

子どもの農山漁村宿泊体験など都市と農山漁村の共生・対流を進める取り組みや農林産物加工・販売等の関連施設、農山漁村における定住・地域間交流を促進するための施設を整備するほか、都市において、市民農園の整備、防災農地の保全等を推進する。

(8) 森林・林業・山村振興対策

地域材の利用拡大を図るとともに、森林吸収量の確保のための間伐等の森林施業、路網の整備や治山対策等を推進する。また、森林の有する多面的機能の発揮、山村地域の活性化対策や地域の実情に応じた金融対策の充実等森林経営対策の推進、林業への就業前の青年に対する給付金の創設等による人材育成を推進する。

1 4 . 持続可能な力強い水産業の確立

将来にわたって持続可能な力強い水産業の確立を目指し、漁業・漁村の多面的機能発揮対策、資源管理・漁業経営安定対策、水産物の消費拡大と流通促進等を推進する。

(1) 漁業・漁村の多面的機能の増進と離島漁業の再生

わが国の領土・国境の「防人」としての重要な役割や、水産物の安定供給ならびに環境生態系の保全など、漁業や漁村の持つ多面的機能の増進を図るため、新たな支援制度を設ける。また、離島漁業の再生に向け、漁場の生産力向上などに取り組む離島の漁業集落を支援する。

(2) 漁業経営の安定の確保、構造改革の推進と新規就業者の育成

漁業経営の安定を確保するため、「漁業共済制度」「積立ぷらす」を活用した漁業収入安定対策を継続するとともに、燃油・配合飼料価格の異常高騰時にも速やかに漁業経営のコストの上昇を抑制できるよう、漁業経営セーフティネット構築事業の推進を図る。また、収益性の高い操業・生産体制を構築する漁業構造改革の取り組みを推進する。さらに、漁業学校等で学ぶ若者に対する給付金の給付や、漁業現場で

の長期研修を支援することにより、新規就業者の確保を図る。

(3) 水産物の消費拡大と流通促進

水産物消費を拡大するため、川上（産地）から川下（消費地）までの流通の目詰まりを解消するよう、産地情報等の共有化、流通各段階への個別指導、加工機器の整備等に対して支援する。また、わが国水産物の輸出促進を目指し、高度衛生管理であるHACCPシステムの導入・普及を漁港・加工・流通過程において進めるよう、施設の改修整備を支援する。

(4) 漁場環境の保全・再生の推進

低位水準にあるウナギ資源の回復と安定供給を図るため、生息状況調査等を重点的に実施する。また、大型クラゲ等の有害生物について、混獲回避漁具の導入や駆除等を支援する。さらに、韓国・中国等の外国漁船による投棄漁具の回収・処分を行う漁業者の取り組み等への支援を強化する。

(5) 漁港施設の強靱化と豊かで安全な漁村づくりの推進

地震、津波、台風などの自然災害に強く、安全・安心に配慮した漁港の整備や施設の老朽化対策・長寿命化対策を促進するとともに、漁場の整備による水産資源の回復を図る。さらに、豊かで安全な漁村づくりを実現するため、産地における水産業強化の取り組みを推進する。

15. 省庁横断的分野における統合政策の推進

(1) 大規模地震や風水害等に対する防災対策の推進

防災は国家の基本的かつ極めて重要な任務であると認識しており、国土強靱化の観点も踏まえ、防災対策全般の更なる充実・強化を図る。

南海トラフの巨大地震や首都直下地震については、被害想定等を踏まえ、予防、応急、復旧・復興までのマスタープランである地震対策大綱、具体的な減災のための目標等を定めた地震防災戦略等の作成を急ぐとともに、地方公共団体による津波ハザードマップの作成支援等も行う。あわせて、大規模噴火災害に備えた火山防災対策、大規模水害対策等にも取り組む。

また、国民一人一人の防災意識の向上など、災害への備えを実践する国民運動を幅広く展開するとともに、国際機関やアジア各国とのネットワークを活用した国際防災協力の推進を図る。国と地方の防災力向上のため、国、地方公共団体等における防災エキスパートとなる人材育成にも取り組む。

さらに、大規模災害時においても円滑かつ迅速な情報収集・共有が可能となるよう、中央防災無線網の整備及び適切な維持管理、総合防災情報システムの整備を行う。

また、被災者生活再建支援法の適切な運用等を通じて、被災された方々に対する円滑かつ適切な支援を行う。

また、平成24年3月の都市再生特別措置法の改正により創設された都市再生安全確保計画制度の活用を通じ、都市の交通結節点など都市機能が集積した地域における帰宅困難者対策等を推進する。

(2) ITの恩恵を実感できる社会の実現

医療、行政サービス、道路交通等の、国民に身近な分野でのITの利用・活用を一層推進し、活力ある経済社会を構築する。また、政府全体を通じたIT投資の効率化、ITを活用した業務改革の推進に必要な政府CIO体制の強化等に取り組む。

このような取り組みにより、地域の活性化や豊かな暮らしの実現につながるIT施策を政府一体で推進するとともに、世界最先端のIT国家として、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる社会を実現できるよう、国民の立場に立ったIT政策を積極的に推進する。

(3) 男女共同参画社会の推進

①男女が互いに支え合う社会の実現

女性も男性もすべての個人が、喜びと責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す。

②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

政労使で合意した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及びその「行動指針」に基づき、その進捗状況の点検・評価、社会的気運の醸成、企業や働く者等の取り組みを支援するなどの取り組みを推進する。

③女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進

女性に対する暴力（ストーカーを含む。）対策に関する地方公共団体等関係機関の取り組みの推進並びに広域的な連携や民間団体との連携の推進及び女性に対する暴力の予防啓発活動など、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを推進する。

④国際交流・国際協調の推進

国連の会議や東アジア男女共同参画担当大臣会合を始めとする各種国際会議への積極的な貢献を図るとともに、わが国における男女共同参画に関する取り組みを国際社会に発信するなど、国際交流・国際協調を推進する。

(4) 青少年育成の推進

青少年を育成する国民運動の一層の充実・定着を図るほか、若年無業者やひきこもり等困難を有する青少年への支援、児童ポルノ排除対策の推進、青少年のインターネット利用環境の整備等、青少年の健全育成施策を総合的に推進する。

(5) 少子化対策の推進

安心して子どもを生み、育て、さらに仕事と生活を両立させることができる環境を整備していくなど、バランスのとれた総合的な施策を推進する。

また、先の常会において、子ども・子育て関連三法が三党合意に基づき成立したことを受け、円滑に新制度が施行できるよう、準備を進めていく。

(6) 食育の推進

国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、食育基本法及び第2次食育推進基本計画（平成23年3月31日食育推進会議決定）に基づき、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」を、国民的広がりを持つ運動として推進する。

(7) 高齢社会対策の推進

「高齢社会対策大綱」（平成24年9月7日閣議決定）に基づき、子どもから高齢者までが安心して幸せに暮らせる豊かな社会の実現に向け、高齢社会対策を総合的に推進する。

(8) 障害者施策の推進

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、平成25年度以降の新たな「障害者基本計画」（平成24年度中に策定予定）に基づき、障害者施策を総合的・計画的に推進する。

(9) 交通安全対策の推進

交通事故による死傷者数は年間80万人を超え、依然として厳しい状況にあるため、第9次交通安全基本計画に基づく交通事故防止対策を推進する。

(10) 犯罪被害者等のための施策の推進

第2次犯罪被害者等基本計画に基づき、関係機関・団体の連携強化、地方公共団体の取り組みへの支援、地域における被害者支援等の普及促進など、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進する。

(11) 自殺対策の推進

「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、地域の実態を踏まえた自殺対策を総合的に推進する。

(12) 青年国際交流の推進

グローバル人材育成の観点から、広い国際的視野、国際協調の精神と実践力を持った青年リーダーを育成するため、青年国際交流事業を推進する。併せて、事業参加後の青年の社会貢献活動・国際交流活動を促進する。

(13) 「科学技術・イノベーション推進」の国づくり

資源の少ないわが国にとって、今後の社会・経済をさらに発展させるため、企業の研究開発投資が激減する中、新たな成長に向けて国主導で科学技術イノベーションをリードするのが喫緊の課題である。平成25年度は、第4期科学技術基本計画の中間点の3年目に当たり、日本経済の再生、産業競争力の強化及び震災復興の原動力として「科学技術・イノベーション推進」の国づくりを目指すため、基本計画に掲げられた「基本計画期間中における政府研究開発投資の総額の規模、約25兆円」を目指し、総合科学技術会議の司令塔機能を強化しつつ、科学技術関係予算の確保を図っていく。

① 科学技術イノベーションの一体的な推進

(ア) 課題達成型の研究開発における重点化

「東日本大震災からの復興、再生」、「エネルギー・環境」、「健康・医療」などわが国が直面する重要課題への取り組みを対象として、予算を重点配分する。なお、iPS研究など複数の府省にまたがる取り組みについては関係府省の連携強化を徹底する。

(イ) 独創的で多様な基礎研究の強化

世界をリードする新たな知の資産を絶え間なく創出し続けていくためには、独創的で多様な基礎研究の一層強力な推進が不可欠であり、これを支える科学研究費補助金をはじめとする競争的資金について、多様性を確保しつつ、その確保を図っていく。

② イノベーションの実現に向けた制度改革

イノベーションの実現のため、研究開発税制やエンジェル税制の対象拡充等の税制改革や、ベンチャー支援の充実等の制度改革、特許等の知的財産の迅速な保護及び円滑な利活用を促進するための知的財産制度の改革、イノベーションの隘路となっている規制や社会制度等の改革を強力に推進する。また、国際標準の獲得を目指す各国の動きが一層活発化していることから、官民協働による戦略的な国際標準化活動を抜本的に強化する。

③ 科学技術の国際活動の強化

先端分野での科学技術協力やODAを活用した科学技術協力等、科学技術外交を大幅に強化するとともに、新興国の科学技術力の急伸等に時機を逸せず対応し、国家存立のために必要な科学技術を強力に推進する。また、優れた教育活動や研究活動を行う国内の大学と海外の大学との連携・協力を進め、外交面からも、これらの教育

研究活動の積極的な活用を促進する。

④ 世界に冠たる研究開発拠点の形成

イノベーションを生み出していくためには、産学官協働で研究開発に取り組む「場」の構築が必要である。そのため、特に、わが国の強みを有する分野において、地域資源等も柔軟に活用しつつ、オープン・イノベーションに対応した「競争」と「協調」による世界最先端の研究開発拠点を形成していく。また、疾患、組織別に再生医療の実用化研究を実施する拠点、効率的かつより安全な iPS 細胞の樹立に資する基盤研究を実施する拠点等を整備する。

⑤ 地域イノベーションシステムの構築

地域レベルでの様々な問題解決に向けた取り組みを促し、これを国全体、さらにはグローバルに展開して、わが国の持続的な成長につなげていくためには、それぞれの地域が持つ強み、多様性や独自性、独創性を積極的に活用していくことが重要である。このため、科学技術イノベーションを積極的に活用した新たな取り組みを優先的に推進し、ベンチャー起業の活性化等によって、地域の復興、再生を実現していく必要がある。また、地域がその強みや特性を活かして、自立的に科学技術イノベーション活動を展開できる仕組みを構築していく必要がある。

⑥ 科学技術を担う人材の育成

科学技術イノベーションを強力に推進していくためには、これを担う優れた人材を絶え間なく育成、確保していくことが不可欠である。このため、大学院教育の抜本改革、博士課程学生に対する支援及び若手研究者の活躍など、優れた人材の育成及び確保に関する取り組みを推進する。

(14) 戦略的な宇宙開発利用の推進（新規）

新たな宇宙基本計画に基づき、「宇宙利用の拡大」と「自律性の確保」を宇宙政策の基本的な方針として「安全保障・防災」「産業振興」「宇宙科学等のフロンティア」の3つの課題に重点を置いて、戦略的に宇宙開発利用を推進する。

特に、準天頂衛星システムの2010年代後半における4機体制の整備やその利用の海外展開のほか、ASEAN防災ネットワーク構築構想に向けたリモートセンシング衛星システムの構築が重要である。これらに加え、宇宙産業の国際競争力強化に積極的に取り組むとともに、宇宙科学において世界最先端の成果を目指す。

(15) 行政改革の推進

① 行政改革の断行

行政改革の司令塔として「行政改革推進会議」を設置し、行政を効率化・最適化するための改革の計画立案や改革進行の監視、定期的な機構や制度の点検等を行う。

また、国家公務員が自分の仕事に誇りを持ち、かつ、若い優秀な人材が公務員を目指せるよう、これまでの経緯の検討を行い、制度改革を推進する。

②公文書管理制度の推進

公文書管理制度の適正かつ円滑な運用のため、公文書管理委員会の運営、国立公文書館等の指定及び国立公文書館を中心とした公文書管理体制の整備等を推進する。

(16) 情報セキュリティ政策の推進

わが国の情報セキュリティ対策の一層の強化を図るため、新たな情報セキュリティ戦略の策定、政府システムの情報セキュリティ強化、重要インフラ防護、官民連携の推進、人材の育成等を行う。また、政府横断的な対応体制（GSOC※）の拡充・強化、情報セキュリティ緊急支援チーム（CYMAT※）、国際連携の推進等による緊急対応能力の向上等を推進する。

※GSOC（Government Security Operation Coordination team）：政府横断的な情報収集機能、攻撃等の分析・解析機能等の事案対応促進機能

※CYMAT（Cyber Incident Mobile Assistant Team）

(17) 新型インフルエンザ等対策の推進（新規）

新型インフルエンザ等発生時における、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等による対策が効果的に実施されるよう、国と専門家、地方公共団体等の緊密な連携を確保するとともに、訓練等を通じ危機管理能力の向上を図るなど、新型インフルエンザ等対策を推進する。

(18) 社会保障・税番号制度の導入（新規）

自由民主党、公明党、民主党による3党合意に基づき、社会保障・税一体改革を引き続き推進するため、社会保障・税番号制度を導入し、社会保障サービスの信頼性、透明性、効率性を高めるとともに、国民の利便、特に社会保障サービスの向上や課税のさらなる適正化を推進する。

(19) 原子力災害対策の推進（新規）

平時から政府が一体となって防災対策を推進する原子力防災会議の下、原子力災害対策指針に基づく施策を推進する。具体的には、原子力施設周辺地域の防災体制の充実・強化を図るため、自治体による防災資機材や緊急時用通信網の整備、オフサイトセンターの機能強化、要援護者等屋内退避施設の放射線防護機能強化等を支援する。

(20) 領土・主権をめぐる問題への対応

北方領土問題と併せ、竹島、尖閣諸島といった我が国領土・主権を

めぐる問題に関し、広報・啓発等の取組を一層推進する。

16. 健全で豊かな社会の建設

(1) 地域活性化施策の推進

① 「地域再生制度」の推進

地域の自主的・自立的な取り組みによって地域経済の活性化や雇用機会の創出など地域の活力の再生を図るため、認定地域再生計画に位置づけられたプロジェクトについて、指定金融機関が低利融資を行う際の地域再生支援利子補給金や地域再生基盤強化交付金などにより支援するとともに、少子高齢化への対応等の全国に共通する重要課題の解決を図るため、財政・金融上の支援措置等を重点的かつ総合的に講ずる特定地域再生制度を推進する。

② 「総合特区制度」の推進

国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジに対し総合的に支援する総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する総合特区推進調整費を活用して支援する。また、総合特区に関する計画に基づく民間事業を支援するための、総合特区支援利子補給金を支給する。

③ 「環境未来都市」構想の推進

未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図る重要な施策として、「環境未来都市」構想の実現に向けた取り組みを推進する。

(2) 地方分権改革の推進について

義務付け・枠付けの見直しや国から地方への事務・権限の移譲などの各課題に取り組み、地方分権改革を推進する。また、国と地方の協議の場を適時に開催する。

(3) 総合的な海洋施策の推進

四方を海に囲まれ、国土面積の約12倍に相当する世界有数の管轄海域を有するわが国が、更なる発展を遂げていくため、新たな海洋国家を目指す。このため、新たな「海洋基本計画」を策定し、海洋エネルギー・鉱物資源の開発、海洋再生可能エネルギーの利用促進、水産資源の開発・利用、海洋産業の振興・創出、国際協調の推進、海洋調査の推進、海洋環境の保全、海洋の安全や治安の確保、海洋の総合的管理、離島の保全・管理等の海洋施策を着実に推進する。

(4) 地理空間情報の活用の推進

地理空間情報を高度に活用できる社会の実現に向け、「地理空間情報活用推進基本計画」に基づき、関係省庁による協力連携のもと、地理情報システムと衛星測位に関する施策を総合的、体系的に推進する。

(5) 国土強靱化の推進（新規）

大規模災害から国民の生命と財産を守り、持続可能なわが国経済社会の発展と国民生活の安定向上等を図るため、必要なインフラ整備やの老朽化したインフラの補修、事前防災・減災対策を抜本的に強化した「国土強靱化」に関して、関係各府省庁とも連携しつつ、総合的な施策の推進を図る。

17. 各種施策の推進

(1) 拉致問題解決のための戦略的取り組み及び総合的対策の推進

拉致問題は、国の責任において解決すべき喫緊の最重要課題であり、わが国としては、拉致問題の解決なくして日朝国交正常化はありえないとの基本方針を堅持し、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国、真相究明、実行犯の引き渡しを実現すべく、その解決に向けて全力で取り組んでいく。

① 情報収集・分析体制の強化

拉致被害者等の安否情報及びその関連情報を把握するため、より迅速かつ広範に情報収集・分析するための体制を強化する。

② 北朝鮮向け放送の充実

北朝鮮にいる拉致被害者に対して励ましや国際情勢を伝達するため、また、北朝鮮の人々に対して拉致問題関連情報を伝達し拉致被害者の安全確保や拉致に関する情報提供を求めるために、現在のラジオ放送を一層充実・拡充する。

③ 拉致問題解決に向けた国際連携の強化

拉致問題の解決に向けた国際的な連携を強化するため、6カ国協議参加国や国際機関等を訪問し、拉致問題の現状・取り組みなどを説明するとともに、各種意見交換を行う。

④ 広報・啓発の強化

拉致問題に関する国内外での理解促進を図るため、様々な媒体を用いた広報、地方における啓発活動、海外での広報活動、海外報道関係者・専門家招聘等の各種広報・啓発を強化する。

(2) 「強く自立した沖縄」の実現に向けた沖縄振興の推進

① 沖縄振興一括交付金制度の活用

沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄振興に資する事業を県が自主

的な選択に基づいて実施できる沖縄振興一括交付金の確保・活用を図り、沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開する。

②那覇空港第二滑走路事業の推進

那覇空港は、沖縄の産業の中心である観光の窓口や国際貨物ハブ化の拠点として沖縄振興のため重要な役割を担っていること等から、極力工期を短縮した上で、沖縄の振興に支障のない範囲で平成 25 年度の財源を確保し、那覇空港第二滑走路事業に着工する。平成 26 年度以降については、予算編成過程において、可能な選択肢を幅広く検討し、所要の財源を確保する。

③沖縄の着実な発展を支える基盤づくり等の推進

産業・観光の発展を支える道路や港湾、農業振興のために必要な生産基盤などの社会資本の整備、県民生活を支える学校施設の耐震化や災害に強い県土づくりなどを実施する。

また、沖縄になお多く残る不発弾等の処理を進めるために必要な事業などの戦後処理対策事業等を引き続き推進する。

県土の均衡ある発展を図るため北部振興事業を引き続き推進するとともに、新たな公共交通システムの在り方の検討のため、鉄軌道等導入課題検討基礎調査を実施する。

④沖縄科学技術大学院大学における国際水準の教育研究の推進

「ベストインザワールド」との理念に沿って開学した沖縄科学技術大学院大学を国際水準の研究・教育拠点にするため、教育研究環境を整備するとともに、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を推進する。

(3) 北方領土問題の解決の促進

北方領土はわが国固有の領土であり、この問題は日露関係において最大の懸案事項となっている。北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結することがわが国の一貫した基本方針であり、強力に外交交渉を後押しする国民世論の結集が重要である。このため、官民一体となった返還要求運動の全国的な発展を図るとともに、元島民後継者対策事業、四島交流等の事業を着実に実施する。

(4) 情報機能の強化

複雑多様化する国際情勢に的確に対応し、わが国及び国民の安全を確保するため、情報収集衛星の 4 機体制を確実に維持するとともに、政府及び内閣の情報機能の強化を着実に進める。

(5) 危機管理体制の充実強化

官邸（政府中枢）における危機管理体制を充実強化するため、危機管理に関わる情報通信機器等の整備、国民保護の態勢強化に向けた避難・救援・災害対処等の訓練等を着実に実施する。

(6) P F I の推進（新規）

国、地方とも財政状況の厳しい中で、地域と投資家双方にとって魅力や価値がある P F I 事業の案件形成を支援するとともに、利用料金等の収入で資金回収を行う独立採算型等（コンセッション方式を含む）の P F I 事業に対し金融支援を行う官民連携インフラファンド（仮称）の設立により、民間投資を喚起しつつ、効率的かつ効果的な社会資本整備等を推進する。

(7) 市民活動の促進（新規）

改正特定非営利活動促進法で導入された新認定制度や、拡充された寄附税制の活用促進などにより、地域の多種多様な課題解決に貢献している N P O 等が自立して活動できるよう取り組みを進める。また、東日本大震災の被災地の復興に向けた取り組みや被災者の支援を図るため、N P O 等の運営力強化に向けた取り組みに対して支援を行う。

(8) 国民の安全・安心の確保に向けた取り組みの推進（新規）

①食品の安全性の確保

グローバル化の進展、科学技術の進歩、新たな危害要因の出現、食品の安全に対する国民の関心の高まり等に対応し、効率的かつ信頼性の高い科学的なリスク評価を行うための体制整備、リスク評価に係る研究、リスクコミュニケーション等に係る施策を推進する。

②消費者委員会の運営

消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みであり、かつ、消費者行政全般に対し監視機能を有する、独立した第三者機関として調査審議等を行う「消費者委員会」を運営する。

(9) 国際広報の強化（新規）

わが国企業の国際的な経済活動の積極的な展開など日本の国益の増進に資するよう、アジアを含め、欧米等各国における対日理解・好感度を向上させる広報を実施する。

(10) 消費税価格転嫁等対策の実施（新規）

転嫁拒否等に関する政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）を設置し、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の確保を図る。

(11) 総合的な治安対策を強化するための警察の体制整備

最近の治安情勢を見ると、刑法犯認知件数は 10 年、交通事故死者数は 12 年連続で減少しており、数値的には改善傾向にある。しかしながら、サイバー犯罪・サイバー攻撃が多発・続発し、サイバー空間の脅威が高まっているほか、北部九州における暴力団による事業者襲撃事件等の続発、脱法ドラッグのまん延等、組織犯罪情勢が厳しさを増している。また、女性が被害者となるストーカー・D V 事件が後を絶た

ず、深刻ないじめも相次いで発覚しているほか、交通事故死者数の半数以上を高齢者が占め、通学路における重大交通事故が発生するなど、交通事故情勢は依然として厳しい。さらに、国際テロの脅威は深刻であり、北朝鮮による核開発、ミサイル発射、尖閣諸島周辺海域における中国公船の出現の常態化等、東アジア情勢は予断を許さない。

国民の意識については、その8割以上が最近の治安に関して「悪くなったと思う」と感じており（平成24年内閣府世論調査）、治安水準の更なる向上を求める期待が極めて大きい。

こうした状況を踏まえて、以下に掲げるとおり、警察の体制整備を図り、総合的な治安対策を強力に推進していく必要がある。

①サイバー空間の脅威への対処

不正アクセスやフィッシング詐欺等の国民生活を脅かすサイバー犯罪が多発しているほか、政府機関や重要インフラ事業者等に対するサイバー攻撃が続発しており、社会の機能の麻痺、国の危機管理への悪影響も懸念されるなど、サイバー空間の脅威が増大している。この脅威に対処するため、サイバー犯罪の取締体制の強化に必要な資機材の整備を行うほか、政府機関や重要インフラ事業者等に対するサイバー攻撃事案の実態解明や取締りを行うために必要な資機材の整備を図る。また、容易に国境を越えて敢行されるサイバー犯罪捜査に効果的に対処するため、海外捜査機関等との連携を強化する。さらに、巧妙化・複雑化するサイバー攻撃手法を技術的に把握するシステムを高度化更新するほか、高度な技術・知識の習得のための訓練環境の整備等により、情報技術解析体制の強化を図るなど総合的な対策を推進する。

②客観証拠重視の捜査のための基盤整備

犯罪立証における客観証拠の重要性がますます高まっていることから、精度の高い個人識別が可能なDNA型鑑定の活用を促進するとともに、老朽化した鑑識・鑑定資機材を更新整備するなどして、科学捜査力の更なる強化を図る。また、新たな時代における刑事司法の流れを踏まえ、被疑者取調べの録音・録画装置の整備を図るとともに、捜査員の取調べ技術向上のための研究・研修を充実させる。さらに、犯罪死の見逃し防止に向け、司法解剖や「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」の的確な施行等、死因究明に関する取り組みを更に推進する。

③組織犯罪対策の推進

対立抗争事件や事業者襲撃等事件の続発等の厳しい暴力団情勢を踏まえ、暴力団犯罪の捜査や保護対策の強化に必要な資機材の整備等を行い、総合的な暴力団対策を推進する。また、覚醒剤の密輸入事犯の増加や「脱法ドラッグ」問題に的確に対処するため、可搬型検知資機材等を整備するなど薬物事犯捜査の高度化を推進する。さらに、国際犯罪組織の実態解明に必要な資機材の充実強化等により

来日外国人犯罪対策を推進するほか、疑わしい取引の届出に係る分析の高度化等により犯罪収益対策を推進する。

④ テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化

世界各地でテロ事件が相次いで発生するなど、イスラム過激派によるテロの脅威は依然として高い状況にある。また、北朝鮮は、体制の維持・発展を至上目的として、今後も、軍や工作機関の活動の活発化や更なる挑発行為を行う可能性がある。さらに、中国は、尖閣諸島周辺海域において中国公船等の出現を常態化させるなど、わが国を取り巻く東アジア情勢は予断を許さない情勢が続いていることなどから、重要施設や国境離島の警戒警備のほか、テロ等への対処に必要な装備資機材の充実を図り、テロの未然防止等に向けた取り組みを推進する。

特に、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、原子力関連施設の脆弱性が国内外に明らかになったところ、これら施設に対するテロの脅威は引き続き高いことを踏まえ、原子力関連施設に対する警戒警備体制を強化する。

⑤ 安全・安心な国民生活の確保

依然として後を絶たないストーカー・DV事案等については、女性が主な被害者となり、行為がエスカレートして被害者やその親族等に対する殺人等の凶悪犯罪にまで至る危険性があることから、資機材等を整備することに加えて、警察官に対する専門的な教育訓練を実施することにより、行為者の早期検挙や、被害者等の安全確保の充実強化を図る。

また、次代を担う青少年の健全育成を図る観点から、緊急の課題であるいじめへの対応その他非行少年を生まない社会づくりのための施策等を強化するとともに、児童の権利を著しく侵害するインターネット等を利用した児童ポルノ事犯の取締り等を積極的に推進すべく、資機材の整備及び態勢の強化を図る。

犯罪被害者支援に関しては、「第2次犯罪被害者等基本計画」を踏まえ、被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように、犯罪被害者等給付金の支給、民間被害者支援団体に対する支援等、被害者等のニーズ・心情に配慮した対策の一層の充実を図る。

⑥ 安全・快適な交通環境実現のための施策の推進

平成24年の交通事故による死者数は、4,411人で、12年連続して減少し、発生件数及び負傷者数も8年連続して減少しているが、交通事故死者数のうち高齢者が占める割合は5割を超えているほか、いまだ飲酒運転、無免許運転等により多くの尊い命が犠牲となり、通学路における重大交通事故が発生するなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況にある。

今後、交通事故死者数を更に減少させ、第9次交通安全基本計画で掲げられた「平成27年までに24時間死者数を3,000人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。」、「平成27年までに死傷者数を

70 万人以下にする。」という政府目標を達成するために、交通安全施設等安全かつ円滑な道路交通環境の整備、交通安全教育の推進、悪質・危険性の高い違反に重点を置いた指導取締りの実施等、交通事故を抑止し、交通の安全と円滑を確保するための諸施策を推進する。

⑦東日本大震災からの復興に向けた各種施策の推進

未曾有の被害をもたらした東日本大震災に対し、原子力災害への対応等の災害警備活動を継続するとともに、警察施設の耐震化を図るなど、被災地の安全を確保するための各種施策を推進する。

⑧警察基盤の充実強化

サイバー空間の脅威増大や厳しい暴力団情勢等、警察の直面する諸課題に対処するため、地方警察官及び警察庁職員を増員し、人的基盤の強化を図るとともに、現場執行力の強化に係る装備資機材の整備、情報通信基盤の整備充実、活動の拠点となる警察施設の整備等を推進する。

(12) 消費者行政の推進

消費者の安全・安心を確保し、個人消費を活性化することは、地域経済の活性化と日本経済の再生のために不可欠な要件であり、消費者行政の更なる推進を図る。

東日本大震災の被災地産品に対する風評被害の払拭等のため、被災地における放射性物質検査体制の整備を更に進めるとともに、食品と放射能に関するリスクコミュニケーションの全国展開を図る。また、消費者行政に関する先駆的なテーマに国と地方が協力して取り組む新たな形の事業を実施する。

消費者教育の推進に関する法律の施行等を踏まえ、消費者教育の総合的・一体的な推進や高齢者の消費者トラブルの防止を図る。また、消費者事故調査体制を確立するとともに、公共料金の決定過程における消費者の参画の確保をはじめとした物価対策を推進するなど、消費者利益の確保、消費者の財産被害の防止、生命・身体に関する安全対策、法執行等を更に推進する。

(13) 会計検査機能の充実強化

会計検査機能を充実強化するため、検査体制、検査活動及び研究・研修体制の充実強化を図る